

令和4年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

介護事業者の財務状況の把握に関する調査研究

報 告 書

令和5（2023）年3月
株式会社 三菱総合研究所

目次

1. 事業の概要	- 1 -
1.1 事業の目的	- 1 -
1.2 事業の内容	- 1 -
2. 財務状況の届出・分析できる体制のあり方の検討	- 3 -
2.1 検討の背景・目的	- 3 -
2.2 主な検討の論点	- 6 -
2.3 実態把握（アンケート調査）	- 8 -
2.4 財務状況の届出・分析できる体制のあり方	- 32 -
3. 検討結果のまとめ	- 44 -
3.1 財務状況の届出・分析できる体制のあり方について	- 44 -
3.2 今後の検討が必要な課題について	- 46 -
参考資料 アンケート調査票	- 48 -

1. 事業の概要

1.1 事業の目的

介護事業者の財務状況については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）において、「事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する」とされたところである。しかし、分析できる体制の構築を進めるにあたっては、介護サービスには会計基準や会計実務の異なる多様な事業者が存在していることを踏まえ、具体的な届出の形式を検討するとともに、届出の実施を通してどのような分析が可能となるかを整理する必要がある。

そこで、本事業では、介護事業者へのアンケート調査等を通じて、介護事業者における財務状況の管理に係る実態把握を行うとともに、届出・公表及び分析の具体案について検討を行った。

1.2 事業の内容

本事業の事業内容は以下の通りである。

（1）財務状況の届出・公表のあり方の検討

介護事業者の財務状況の届出・分析を実施できる体制のあり方を検討することを目的として、以下を実施した。

1. 届出の実施にあたり想定される論点の整理
2. 介護事業者へのアンケート調査を通じた届出に関するフィジビリティの検討
3. フィジビリティを踏まえた届出・分析のあり方案の検討

（2）検討委員会の設置・開催

有識者によって構成する検討委員会を設置し、上記（1）の事項について検討を行った。メンバー及び開催日時は以下の通り。

（敬称略・五十音順 ◎委員長）

- | | | | |
|------|----|----------------|------------|
| 有松 | 義文 | 大光監査法人 | 公認会計士 |
| 西田 | 大介 | 監査法人MMP Gエーマック | 代表社員 |
| 野口 | 晴子 | 早稲田大学 | 政治経済学術院 教授 |
| ◎ 松原 | 由美 | 早稲田大学 | 人間科学学術院 教授 |

図表 1 検討委員会の開催日時及び議題

開催日時	議題
令和5年3月20日(月) 17:30~19:30	介護事業者の財務状況の把握に関する調査 研究について

2. 財務状況の届出・分析できる体制のあり方の検討

2.1 検討の背景・目的

介護事業者等の財務状況について、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）において「事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する」とされるとともに、全世代型社会保障構築会議や公的価格評価検討委員会において以下のような議論がなされてきたところである。

図表 2 介護事業者等の財務状況に係るこれまでの議論

出所	議論の概要
「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）	<ul style="list-style-type: none">事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。
全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理（令和 4 年 5 月 17 日）	<ul style="list-style-type: none">看護、介護、保育などの現場で働く人の処遇改善を進めるに際して事業報告書等を活用した費用の見える化などの促進策のパッケージも進めるべきである。
「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太の方針 2022）	<ul style="list-style-type: none">経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる。
公的価格評価検討委員会（第 5 回）（令和 4 年 8 月 30 日）	<ul style="list-style-type: none">医療法人等の計算書類等について、事業種類（病院、老人保健施設、保育所など）ごとの費用における職種ごとの給与費、材料費、医薬品費、法人内における施設外に向けた支出などの区分の追加等について検討する。また、医療法人等の経営状況について、分析が容易になるよう、デジタル化とデータベース化に向けた取組を着実に推進する。

上記の議論をふまえて、医療法人等の経営状況について、「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」において検討が実施され、令和4年11月9日に報告書が取りまとめられている。

図表 3 「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書 概要

「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書 概要	
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築する。これにより、以下の点に活用することが可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進 ・ 効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討 ・ 経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討 ・ 医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討 ・ 医療経済実態調査の補完 ○ また、医療法人の経営情報のデータベースは、医療機関の経営分析に活用することも可能となる。
対 象	○ 原則、全ての医療法人 ※ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）が適用されている法人は除外
求める経営情報	○ 病院及び診療所における収益及び費用並びに、職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
公表方法	○ 国民に対してより分かりやすく丁寧に医療の現状・実態を提示するため、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者提供制度（仮称）の整備（データベース構築後のデータ充足を見据えた施行期日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的は、「医療経済に対する国民の理解に資すると認められる学術研究」や「適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案」とし、有識者による審査の仕組みを前提 ・ 第三者提供制度（仮称）の具体は、施行期日までの間に検討（検討の観点として、①提供方法（研究目的に合った必要最小限のデータ範囲に限定する等個人及び法人の権利利益が侵害されないよう配慮）②提供先（目的に沿って適切に研究を行える者、研究倫理の保持など） ○ 病床機能報告・外来機能報告と連携させるとともに、データの活用に当たっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。 ○ 必要な法制上の措置が前提となるが、2023年度の可能な範囲で早期に施行する。（施行後に決算期を迎える医療法人から対象） ○ 施設別損益計算書を作成していない医療法人の準備などのため、提出期限の延長等の経過措置などを設ける。

医療法第52条第1項の届出事項 と 経営情報	
(現行) 医療法第52条第1項の届出事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表 ○損益計算書 (法人全体の事業収益・費用等のみ) ○関係事業者との取引の状況に関する報告書 ○監査報告書 ○社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類 ○その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類 (閲覧対象外) 	
経営情報	※ 赤字文字は必須項目。緑文字は任意項目。青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目。
施設別	<ul style="list-style-type: none"> ○医療収益 (入院診療収益、空料差額収益、外来診療収益、その他の医療収益) <ul style="list-style-type: none"> ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益 (患者負担含む)」及び「公害等診療収益」を別掲。 ※ その他の医療収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。 ※ 診療所の「空料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。 ○材料費 (医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費) ○給与と費 (給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費) ○委託費 (給食委託費) ○設備関係費 (減価償却費、機器賃借料) ○研究研修費 ○経費 (水道光熱費) <ul style="list-style-type: none"> ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医療費用」の科目を設ける。 ○控除対象外消費税等負担額 ○本部費配賦額 <ul style="list-style-type: none"> ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医療費用の内数として記載。 ○医療利益 (又は医療損失) ○医療外収益 (受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益)、○医療外費用 (支払利息) ○経常利益 (又は経常損失) ○臨時収益、○臨時費用 ○税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失) ○法人税、住民税及び事業税負担額 ○当期純利益 (又は当期純損失) ○職種別の給与 (給料・賞与) 及び、その人数※ ※病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用 <ul style="list-style-type: none"> 職種 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員 (保健師、助産師、看護師、准看護師)、その他の医療技術者等 (診療放射線技師、臨床工学士、臨床検査技師、リハビリスタッフ (理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等 (管理栄養士、栄養士、調理師)、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務 (総務、人事、財務、医事等) 担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士、その他の職員)

出所) 公的価格評価検討委員会 (第6回)

資料3-1 「「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する検討会」

これらの検討状況も踏まえ、介護サービス事業者の財務状況の見える化については、社会保障審議会介護保険部会においても議論がなされている。

図表 4 「介護保険制度の見直しに関する意見」
(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会) 概要

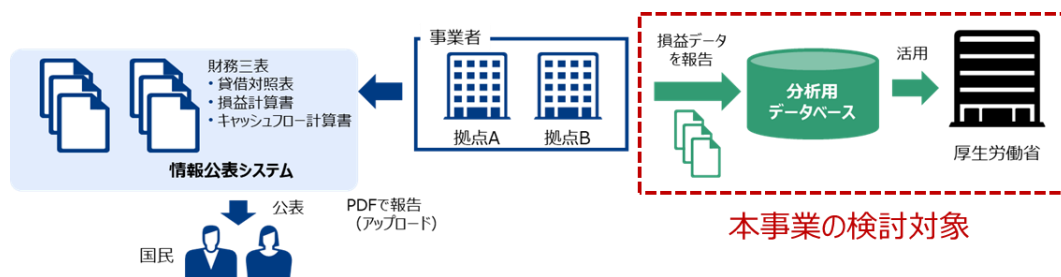
事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表の義務化	分析できる体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者の選択に資する情報提供という観点から、社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表する ■ 介護分野においては、介護人材の確保を目指して累次の処遇改善等がなされているところ、介護サービス情報公表制度は利用者等のサービス選択において広く活用されており、各施設・事業所の従事者の情報について、現行においても職種別の従事者の数や従事者の経験年数等が公表されていることも踏まえ、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討する ■ その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に係る個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護サービス事業者の経営状況をもとに、国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進 ■ 介護サービス事業者の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な介護サービス提供体制の構築のための政策の検討 ■ 物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討 ■ 実態を踏まえた介護従事者等の処遇の適正化に向けた検討 ■ 介護報酬に関する基礎資料である介護事業実態調査の補完に活用することが可能となるという観点から、介護サービス事業者の経営情報を収集・把握することは重要である。

出所) 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日)を基に三菱総合研究所作成

公表については、介護サービス情報公表制度において財務諸表を公表することが検討されているが、一方で、分析できる体制の構築を進めるにあたっては、介護サービスには会計基準や会計実務の異なる多様な事業者が存在していることを踏まえ、具体的な届出の形式を検討するとともに、届出の実施を通してどのような分析が可能となるかを整理する必要がある。

そこで本事業では、届出の実施にあたり想定される論点を整理のうえ、介護事業者へのアンケート調査を通して財務状況の届出に関するフィジビリティを把握し、これを踏まえて届出・分析できる体制の具体案を設計することを目的として検討を行った。

図表 5 財務状況の届出・公表及び分析できる体制のイメージ



2.2 主な検討の論点

届出の実施にあたり想定される論点として、以下の三点が挙げられる。

- (1) 届出を行う経営情報
- (2) 届出時の会計区分・データの期間等
- (3) サービス別区分への按分処理

(1) 届出を行う経営情報について

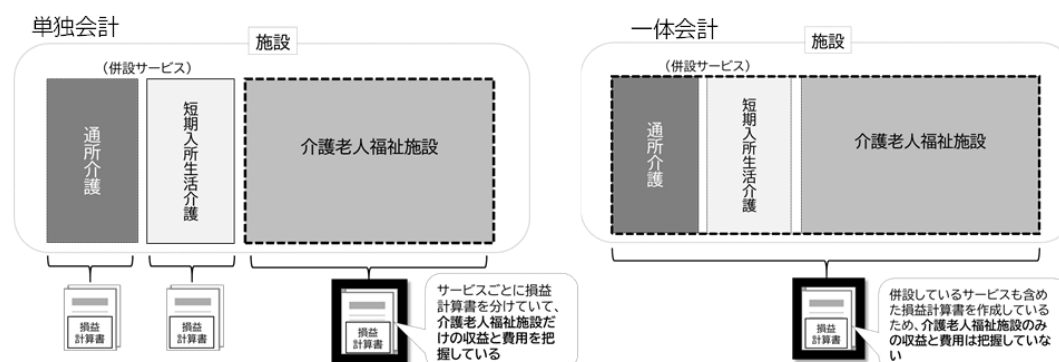
届出を行う経営情報については、「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」において検討された損益計算書の内容を届出することが想定されるが、検討分析できる体制の構築にあたっては、一般的な介護事業者の会計実務に追加負担を生じさせない限りにおいて、できるかぎり統一的な勘定科目に従って報告を求めることが望ましいと考えられる。すなわち、介護事業者が採用している主要な会計基準については、各会計基準に基づく勘定科目による報告を求めることを基本としつつ、勘定科目の定められていない企業会計や主要とはいえない会計基準を使用している事業者には、報告時に一定のルールに基づく科目の仕分け直しを求めることが想定される。

そこで本事業では、アンケート調査により介護事業者において使用されている会計基準を把握し、それを踏まえ、届出を行う経営情報の具体的内容に関する整理を実施した。

(2) 届出時の会計区分・データの期間等について

介護事業者の財務状況に関する届出・分析は、介護サービス提供体制の構築のための検討や、介護報酬に関する基礎資料である介護事業実態調査の補完等を目的とするものであることから、分析に用いる損益データは介護サービス別に区分されている必要がある。社会福祉法人会計基準や指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針では、損益を介護サービス事業所別に区分することが定められており、介護事業者は原則として、損益を介護サービス事業所別に区分して管理している（単独会計）ことが想定される。しかしながら、介護事業者の会計実務においては、併設する複数の介護サービス事業所を一つの拠点としてとらえ、会計を一体的に行っている事業者も存在しており（一体会計）、介護サービス事業所別に区分された損益データの届出を求める場合には、これらの介護事業者に対して実務上の負担を強いることとなる。

図表 6 会計区分のイメージ（介護老人福祉施設の場合）



出所) 令和2年度介護事業経営実態調査調査票より、一部加筆。

また、会計区分の他にも、決算の時期や、年次決算の対象期間の開始月・終了月、税抜会計/税込会計の扱い等、介護事業者によって取り扱いが異なるものと想定される。

本事業では、アンケート調査により介護事業者における会計実務の実態を把握し、これを踏まえて届出時の会計区分・データ期間等について検討を行った。

(3) サービス別区分への按分処理について

上記(2)に記載の通り、介護事業者によって会計の区分が異なることを踏まえ、介護事業者の経営状況を把握する調査として従前より実施されている介護事業経営実態調査では、一体会計による回答を許容のうえで、サービス別区分を行うための按分に用いる情報の報告を別途求めている。しかしながら、按分指標を算出するための調査項目に係る記入者負担が大きいことが指摘されているところである¹。

上記も踏まえ、本事業では、介護事業者の財務状況の届出・分析におけるサービス別区分への按分処理について、簡素化の可能性も含めて検討を行った。

¹ エム・アール・アイリサーチアソシエイツ「介護事業経営実態（概況）調査の調査精度向上のための調査・集計方法等に関する調査研究事業」

2.3 実態把握（アンケート調査）

（１） 調査目的

介護事業者において使用されている会計基準や、決算の実施時期、決算書の管理状況等を把握することを目的として実施した。

（２） 調査方法

1. 調査対象

全国の介護サービスを提供している法人を対象に調査を行った。法人種別の調査対象数は以下の通り。

合計	社会福祉法人	医療法人	営利法人	NPO	社団・財団	地方公共団体	その他
3,000	276	270	1,654	200	200	200	200

2. 調査方法

インターネット調査

3. 調査期間

令和5年2月15日（水）～令和5年3月10日（金）

4. 調査項目

主な調査項目は以下の通りである。

対応する調査項目の概要 ※回答日時点での状況を回答いただいた
● 使用している会計基準（サービス別）
● 損益計算書の作成について ・ 管理の単位 ・ 介護保険サービスとそれ以外の事業種別の管理 ・ 仮にサービス種別・事業所番号別に区分する場合の実現可能性 ・ 仮に現在使用している会計基準とは異なる会計基準に勘定科目の仕分けを行う場合の実現可能性 ・ 使用していない勘定科目の有無
● 月次決算・四半期決算について ・ 月次決算・四半期決算の実施状況 ・ 仮に損益計算書を月次で作成する場合の追加の負担 ● 年次決算について ・ 決算月 ・ 決算書が確定するまでに必要な期間
● 消費税の取り扱い ・ 税抜経理方式・税込経理方式の採用状況 ・ 仮に異なる方式で再集計を行う場合の実現可能性
● 会計実務の実施状況 ・ 会計ソフトの使用状況 ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのインタフェース仕様に準じたCSVを出力する機能の有無 ・ 自社管理の状況 ・ 電子化の状況

(3) 調査結果

1. 回収状況

本調査の回収状況は以下の通りであった。

	合計	社会福祉 法人	医療法人	営利法人	NPO	社団・ 財団	地方公共 団体	その他
回収数	454	58	35	251	29	28	29	24
回収率	15.1%	21.0%	13.0%	15.2%	14.5%	14.0%	14.5%	12.0%

2. 調査結果の詳細

A) 使用されている会計基準

各法人種別について、使用されている会計基準は下表の通りであった。

図表 7 使用されている会計基準（法人種別）

	調査数	社会福祉法人会計基準	指定介護老人福祉施設等 会計処理等取扱指導指針	医療法人会計基準	介護老人保健施設会計・ 経理準則	病院会計準則	介護医療院会計・経理準則	指定老人訪問看護の事業 及び指定訪問看護の事業の 会計経理準則	企業会計	公会計	NPO法人会計基準	公益法人会計基準	その他
合計	454	62	7	25	7	13	-	7	244	24	27	24	29
	100.0%	13.7%	1.5%	5.5%	1.5%	2.9%	-	1.5%	53.7%	5.3%	5.9%	5.3%	6.4%
法人種別	社会福祉法人	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療法人	35	-	-	25	3	7	-	4	-	-	-	-
		100.0%	-	-	71.4%	8.6%	20.0%	-	11.4%	-	-	-	-
	営利法人	251	2	6	-	2	2	-	211	6	-	9	16
		100.0%	0.8%	2.4%	-	0.8%	0.8%	-	84.1%	2.4%	-	3.6%	6.4%
	NPO	29	-	-	-	-	-	-	2	1	26	1	-
		100.0%	-	-	-	-	-	-	6.9%	3.4%	89.7%	3.4%	-
社団・財団	28	-	-	-	1	3	-	4	9	1	13	1	
	100.0%	-	-	-	3.6%	10.7%	-	14.3%	32.1%	3.6%	46.4%	3.6%	
地方公共団体	29	1	-	-	-	-	-	-	7	15	-	1	5
	100.0%	3.4%	-	-	-	-	-	-	24.1%	51.7%	-	3.4%	17.2%
その他	24	1	1	-	1	1	-	-	11	2	-	-	7
	100.0%	4.2%	4.2%	-	4.2%	4.2%	-	-	45.8%	8.3%	-	-	29.2%

各サービスについて、使用されている会計基準は下表の通りであった。

図表 8 使用されている会計基準（サービス別）

※法人において、複数のサービスを提供している場合、各サービスにおいてそれぞれ計上している

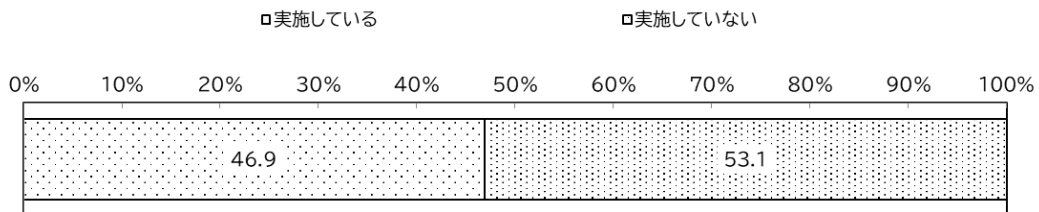
	調査数	社会福祉法人会計基準	指定介護老人福祉施設等 会計処理等取扱指導指針	医療法人会計基準	介護老人保健施設会計・ 経理準則	病院会計準則	介護医療院会計・経理準則	指定老人訪問看護の事業 及び指定訪問看護の事業の 会計経理準則	企業会計	公会計	NPO法人会計基準	公益法人会計基準	その他
訪問介護	155	28	1	7	1	6	-	1	81	4	13	9	7
	100.0%	18.1%	0.6%	4.5%	0.6%	3.9%	-	0.6%	52.3%	2.6%	8.4%	5.8%	4.5%
(介護予防)訪問入浴介護	15	2	-	1	-	2	-	-	7	-	-	1	2
	100.0%	13.3%	-	6.7%	-	13.3%	-	-	46.7%	-	-	6.7%	13.3%
(介護予防)訪問看護	67	2	-	3	-	5	-	5	37	3	2	9	5
	100.0%	3.0%	-	4.5%	-	7.5%	-	7.5%	55.2%	4.5%	3.0%	13.4%	7.5%
(介護予防)訪問リハビリテーション	32	1	-	10	2	5	-	-	11	1	-	2	3
	100.0%	3.1%	-	31.3%	6.3%	15.6%	-	-	34.4%	3.1%	-	6.3%	9.4%
通所介護	123	29	3	9	2	5	-	2	58	6	5	3	4
	100.0%	23.6%	2.4%	7.3%	1.6%	4.1%	-	1.6%	47.2%	4.9%	4.1%	2.4%	3.3%
(介護予防)通所リハビリテーション	44	2	-	14	4	5	-	-	13	2	1	3	1
	100.0%	4.5%	-	31.8%	9.1%	11.4%	-	-	29.5%	4.5%	2.3%	6.8%	2.3%
(介護予防)福祉用具貸与	46	-	1	-	1	-	-	-	36	1	1	3	4
	100.0%	-	2.2%	-	2.2%	-	-	-	78.3%	2.2%	2.2%	6.5%	8.7%
(介護予防)短期入所生活介護	44	28	-	2	1	3	-	-	6	1	1	-	2
	100.0%	63.6%	-	4.5%	2.3%	6.8%	-	-	13.6%	2.3%	2.3%	-	4.5%
(介護予防)短期入所療養介護	16	1	-	2	2	2	-	-	7	-	-	1	1
	100.0%	6.3%	-	12.5%	12.5%	12.5%	-	-	43.8%	-	-	6.3%	6.3%
(介護予防)居宅療養管理指導	14	1	-	2	1	3	-	-	5	-	-	-	2
	100.0%	7.1%	-	14.3%	7.1%	21.4%	-	-	35.7%	-	-	-	14.3%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	16	4	1	1	-	2	-	-	6	-	-	-	2
	100.0%	25.0%	6.3%	6.3%	-	12.5%	-	-	37.5%	-	-	-	12.5%
居宅介護支援	211	44	1	15	3	9	-	2	99	8	10	14	10
	100.0%	20.9%	0.5%	7.1%	1.4%	4.3%	-	0.9%	46.9%	3.8%	4.7%	6.6%	4.7%
介護予防支援	102	22	-	6	-	4	-	2	45	12	2	5	5
	100.0%	21.6%	-	5.9%	-	3.9%	-	2.0%	44.1%	11.8%	2.0%	4.9%	4.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12	1	-	1	-	3	-	1	3	-	-	1	2
	100.0%	8.3%	-	8.3%	-	25.0%	-	8.3%	25.0%	-	-	8.3%	16.7%
夜間対応型訪問介護	7	1	-	1	-	1	-	-	3	-	-	-	1
	100.0%	14.3%	-	14.3%	-	14.3%	-	-	42.9%	-	-	-	14.3%
地域密着型通所介護	91	13	2	1	-	3	-	1	59	4	5	-	8
	100.0%	14.3%	2.2%	1.1%	-	3.3%	-	1.1%	64.8%	4.4%	5.5%	-	8.8%
(介護予防)認知症対応型通所介護	29	11	-	2	-	2	-	1	10	-	2	-	2
	100.0%	37.9%	-	6.9%	-	6.9%	-	3.4%	34.5%	-	6.9%	-	6.9%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	32	9	-	-	1	3	-	-	16	-	1	-	2
	100.0%	28.1%	-	-	3.1%	9.4%	-	-	50.0%	-	3.1%	-	6.3%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	46	12	1	5	1	3	-	-	22	-	2	-	2
	100.0%	26.1%	2.2%	10.9%	2.2%	6.5%	-	-	47.8%	-	4.3%	-	4.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8	5	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1
	100.0%	62.5%	-	-	-	-	-	-	25.0%	-	-	-	12.5%
看護小規模多機能型居宅介護	14	1	-	1	-	2	-	1	7	1	-	-	1
	100.0%	7.1%	-	7.1%	-	14.3%	-	7.1%	50.0%	7.1%	-	-	7.1%
介護福祉施設サービス	40	29	-	-	1	1	-	-	5	2	-	-	2
	100.0%	72.5%	-	-	2.5%	2.5%	-	-	12.5%	5.0%	-	-	5.0%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	17	12	-	1	-	1	-	-	2	-	-	-	1
	100.0%	70.6%	-	5.9%	-	5.9%	-	-	11.8%	-	-	-	5.9%
介護保健施設サービス	27	4	-	6	3	7	-	-	6	-	-	1	1
	100.0%	14.8%	-	22.2%	11.1%	25.9%	-	-	22.2%	-	-	3.7%	3.7%
介護療養施設サービス	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	100.0%	-	-	-	-	50.0%	-	-	-	-	-	-	50.0%
介護医療院サービス	6	-	-	1	-	3	-	-	1	-	-	-	1
	100.0%	-	-	16.7%	-	50.0%	-	-	16.7%	-	-	-	16.7%

B) 決算の状況

① 月次決算の実施状況

月次決算を実施している法人は、46.9%であった。

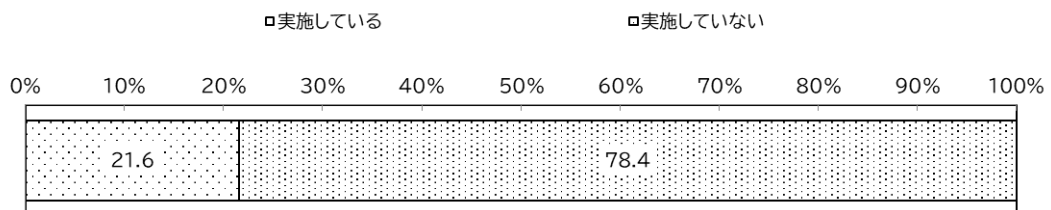
図表 9 月次決算の実施状況（回答数：454 件）



② 四半期決算の実施状況

四半期決算を実施している法人は、21.6%であった。

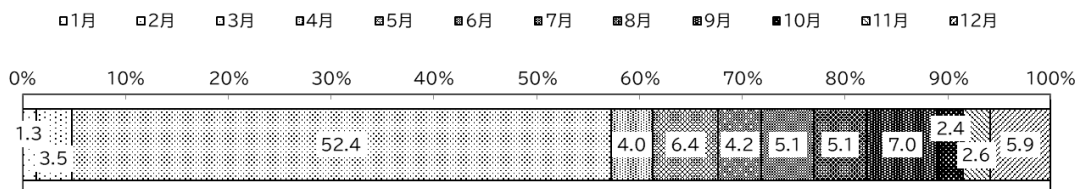
図表 10 四半期決算の実施状況（回答数：454 件）



③ 年次決算の決算月

年次決算の決算月は3月が最も多く、全体の52.4%であった。

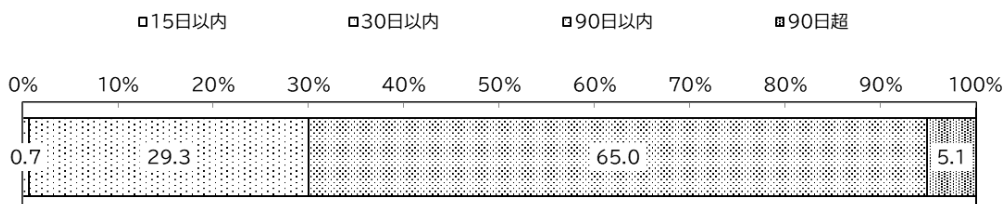
図表 11 年次決算の決算月（回答数：454件）



④ 決算書が確定するまでに必要な期間

年次決算月の後、決算書が確定するまでに必要な期間について、「90日以内」が最も多く65.0%、次いで「30日以内」が29.3%であった。

図表 12 決算書が確定するまでに必要な期間（回答数：454件）

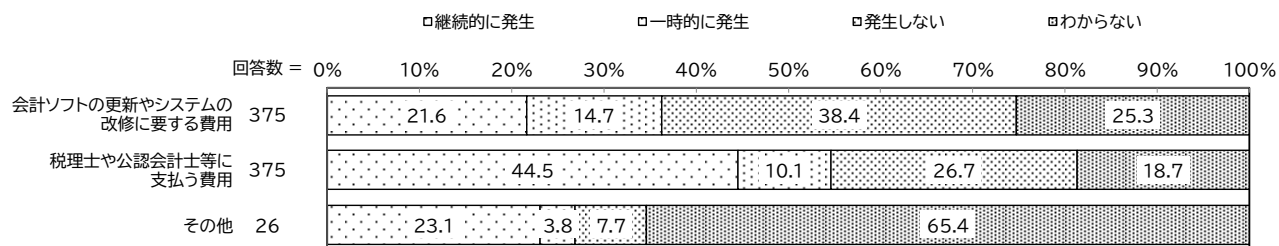


⑤ 損益計算書のデータを月次で作成することを想定した場合の対応

会計ソフトの更新やシステム改修に要する費用については、「発生しない」が最も高く、38.4%だった。一方で税理士や公認会計士等に支払う費用については、「継続的に発生」が最も高く、44.5%だった。

図表 13 損益計算書のデータを月次で作成することを想定した場合の費用負担の発生可能性（回答数：375件）

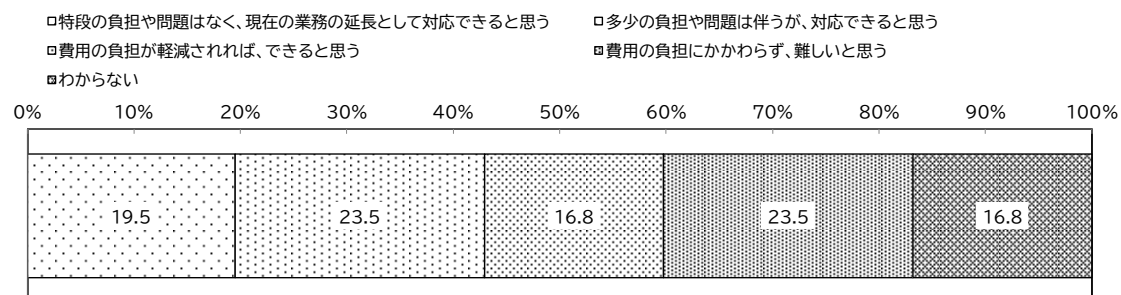
※図表9と図表10のいずれかまたは両方で「実施していない」と回答した法人が対象



損益計算書のデータを月次で作成する場合の、費用負担や職員業務負担を踏まえた対応の可否について、「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」と「費用負担にかかわらず、難しいと思う」が最も高く、それぞれ23.5%だった。

図表 14 損益計算書のデータを月次で作成することを想定した場合の費用負担・職員業務負担を踏まえた対応の見込み（回答数：375件）

※図表9と図表10のいずれかまたは両方で「実施していない」と回答した法人が対象



図表 15 費用の負担にかかわらず難しいと思う理由（回答数：88 件）

※図表 14 で「費用の負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した法人が対象

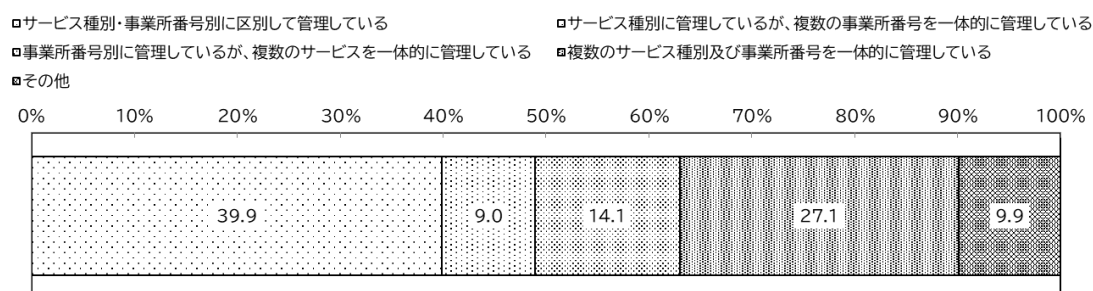
調査数	職員の人手が足りないため	専門的な知識を有する職員がいないため	会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能なため	従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため	その他
88	70	45	1	49	10
100.0%	79.5%	51.1%	1.1%	55.7%	11.4%

C) 損益計算書の作成

① 損益計算書の管理の単位

損益計算書の管理の単位について、「サービス種別・事業所番号別に区分して管理している」が最も多く 39.9%、次いで「複数のサービス種別及び事業所番号を一体的に管理している」が 27.1%であった。

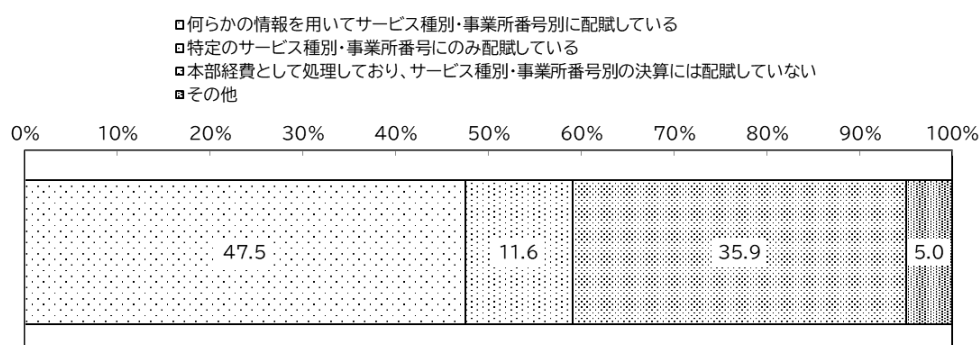
図表 16 損益計算書の管理の単位（回答数：454 件）



「サービス種別・事業所番号別に区分して管理している」と回答した法人における本部経費の取り扱いについて、「何らかの情報をを用いてサービス種別・事業所番号別に配賦している」が最も多く 47.5%、次いで「本部経費として処理しており、サービス種別・事業所番号別の決算には配賦していない」が 35.9%であった。

図表 17 本部経費の取り扱い（回答数：181 件）

※図表 16 で「サービス種別・事業所番号別に区分して管理している」と回答した法人が対象

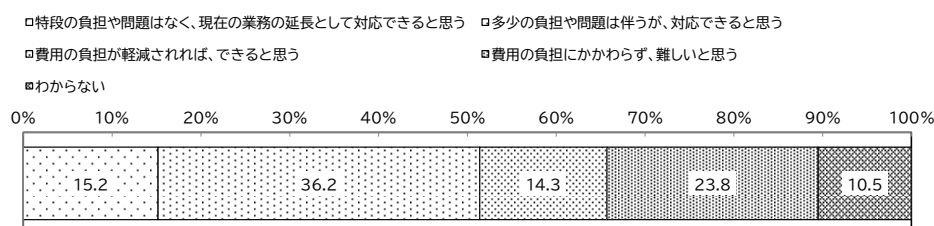


「サービス種別に管理しているが、複数の事業所番号を一体的に管理している」もしくは「事業所番号別に管理しているが、複数のサービスを一体的に管理している」法人が損益計算書をサービス種別・事業所番号別に区分することを求められた場合の実現可能性として、「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」と回答した法人が最も多く、36.2%だった。

「費用負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した理由としては、「職員の人手が足りないため」と回答した法人が最も多く、72.0%だった。

図表 18 損益計算書をサービス種別・事業所番号別に区分することを求められた場合の実現可能性（回答数：105 件）

※図表 16 で「サービス種別に管理しているが、複数の事業所番号を一体的に管理している」もしくは「事業所番号別に管理しているが、複数のサービスを一体的に管理している」と回答した法人が対象



図表 19 費用の負担にかかわらず難しいと思う理由（回答数：25 件）

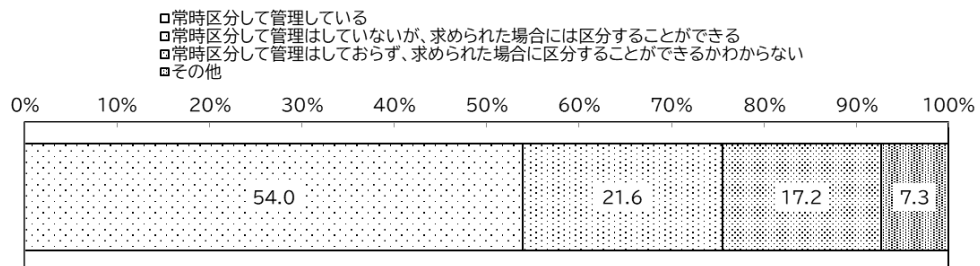
※図表 18 で「費用の負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した法人が対象

調査数	職員の人手が足りないため	専門的な知識を有する職員が少ないため	会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修するとは不可能なため	従来の方が大きすぎるため	その他
25	18	12	1	19	3
100.0%	72.0%	48.0%	4.0%	76.0%	12.0%

② 介護保険サービスとそれ以外の事業種別の管理

介護保険サービスとそれ以外の事業種別の管理について、「常時区分して管理している」が最も多く 54.0%、次いで「常時区分して管理はしていないが、求められた場合には区分することができる」が 21.6%だった。

図表 20 介護保険サービスとそれ以外の事業種別の管理（回答数：454 件）



D) 会計の状況

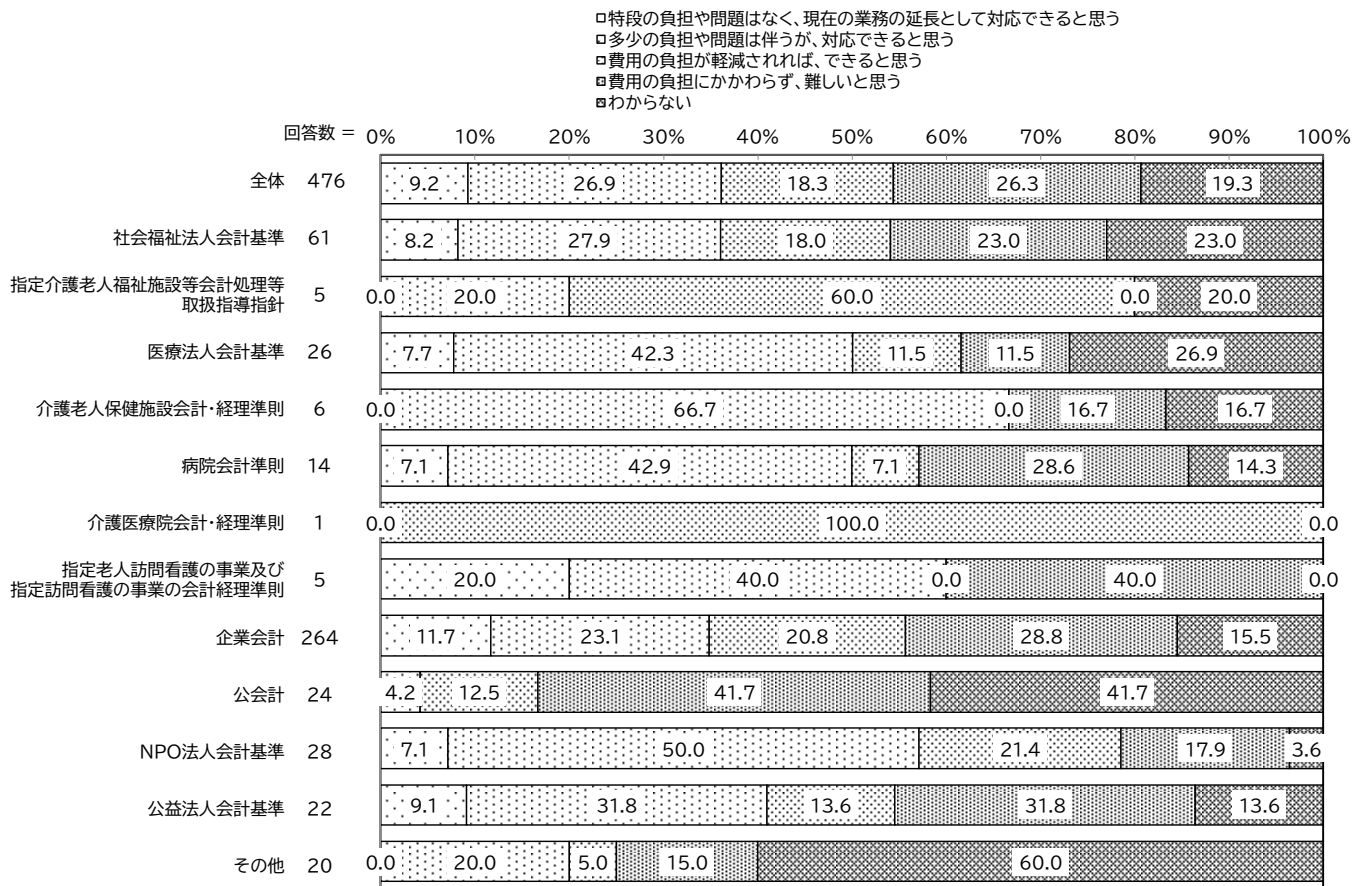
※以降の設問は、会計基準を選択の上で回答を行う形式となっている。図表 7, 8 とは使用している項目が異なるため、回答数は必ずしも一致しない。

① 現在使用している会計基準とは異なる会計基準に勘定科目の仕分けを行う場合の実現可能性

一定のルールに基づいて、現在使用している会計基準とは異なる会計基準に勘定科目の仕分けを行う場合の実現可能性は下表の通りであった。全体では、負担や問題なく対応できる、あるいは負担や費用等の問題が軽減されれば対応できる法人が半分以上を占めた。しかし、採用している会計基準別に見ると、対応が難しいと回答した法人が多い会計基準も存在した。

「費用負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した理由としては、「従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため」と回答した法人が全体で最も多く、68.0%だった。

図表 21 一定のルールに基づいて、現在使用している会計基準とは異なる会計基準に勘定科目の仕分けを行う場合の実現可能性（回答数：476件）



図表 22 費用の負担にかかわらず難しいと思う理由（回答数：125 件）

※図表 21 で「費用の負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した法人が対象

	調査数	職員の人手が足りないため	専門的な知識を有する職員がいないため	会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能なため	従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため	その他
全体	125 100.0%	71 56.8%	66 52.8%	3 2.4%	85 68.0%	12 9.6%
社会福祉法人会計基準	14 100.0%	3 21.4%	5 35.7%	-	9 64.3%	3 21.4%
指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医療法人会計基準	3 100.0%	2 66.7%	1 33.3%	-	2 66.7%	-
介護老人保健施設会計・経理準則	1 100.0%	-	-	-	-	1 100.0%
病院会計準則	4 100.0%	2 50.0%	1 25.0%	-	3 75.0%	-
介護医療院会計・経理準則	- -	- -	- -	- -	- -	- -
指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則	2 100.0%	2 100.0%	1 50.0%	-	1 50.0%	-
企業会計	76 100.0%	47 61.8%	44 57.9%	2 2.6%	53 69.7%	7 9.2%
公会計	10 100.0%	7 70.0%	7 70.0%	1 10.0%	5 50.0%	-
NPO法人会計基準	5 100.0%	4 80.0%	3 60.0%	-	3 60.0%	-
公益法人会計基準	7 100.0%	3 42.9%	2 28.6%	-	7 100.0%	-
その他	3 100.0%	1 33.3%	2 66.7%	-	2 66.7%	1 33.3%

② 使用していない勘定項目

法人で使用していない勘定科目の有無について、「ある」と回答した法人が全体の33.0%だった。また「わからない」と回答した法人は45.3%であった。

社会福祉法人会計基準を採用している法人では、採用していない勘定科目が「ある」と回答した法人が70%を超えた。

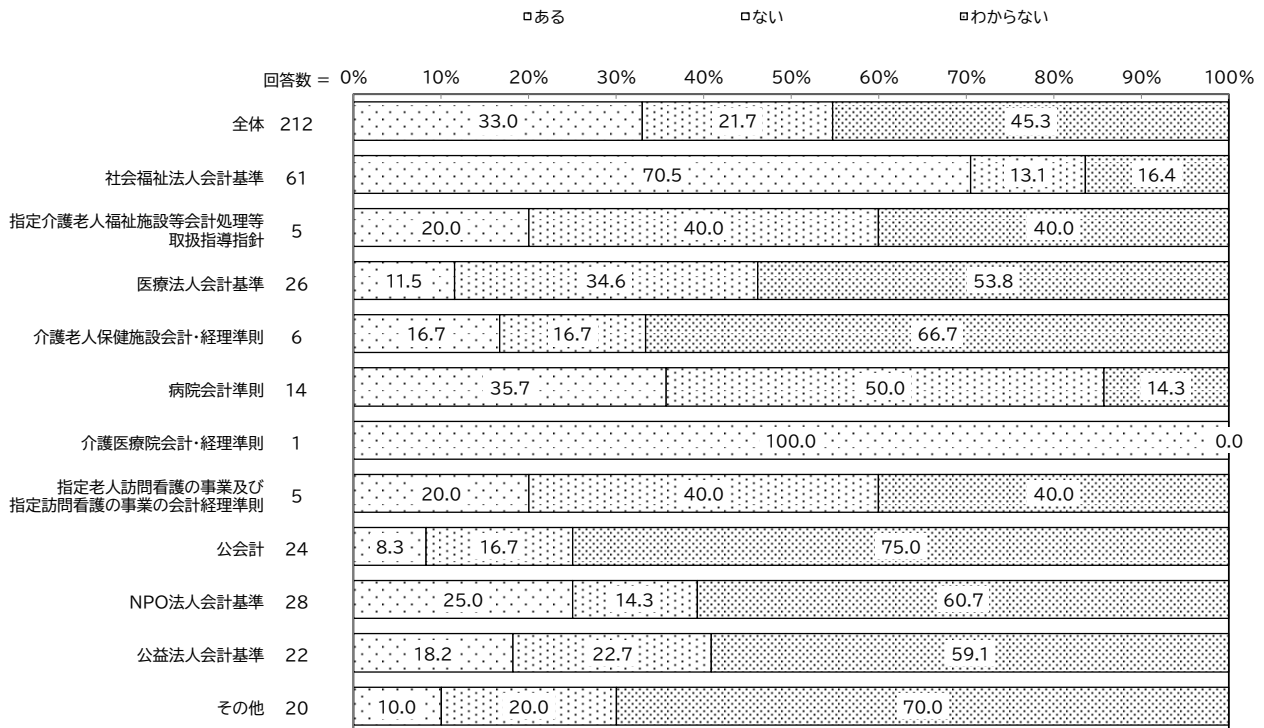
使用していない勘定科目の管理方法としては、「科目は存在するが、空欄となっている」と回答した法人が全体では最も多く、44.3%だった。次いで、「科目自体が存在しない」が高く、40.0%だった。

使用していない科目について、元帳から再集計等を行う必要が生じることを想定した場合の実現可能性としては、「特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う」あるいは「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」と回答した法人で65.7%を占めた。一方で、「費用の負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した法人も、17.1%存在した。

「費用負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した理由としては、「従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため」と回答した法人が全体で最も多く、83.3%だった。

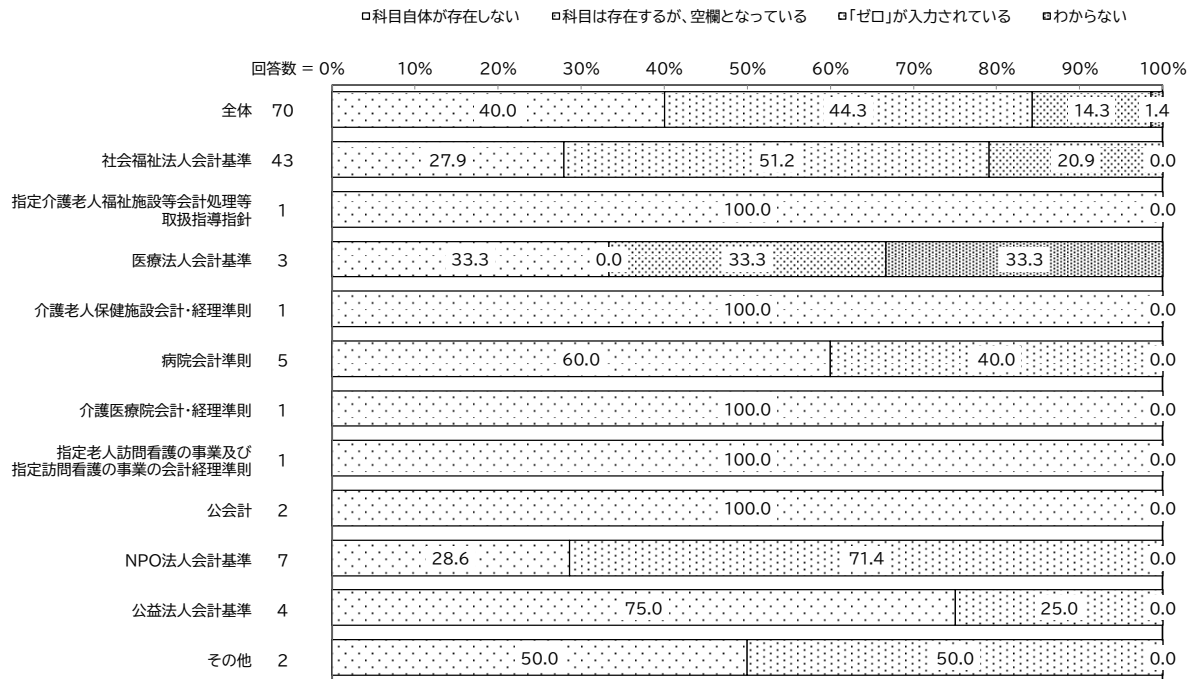
図表 23 法人で使用していない勘定科目の有無（回答数：212 件）

※「企業会計」以外を選択した法人が対象



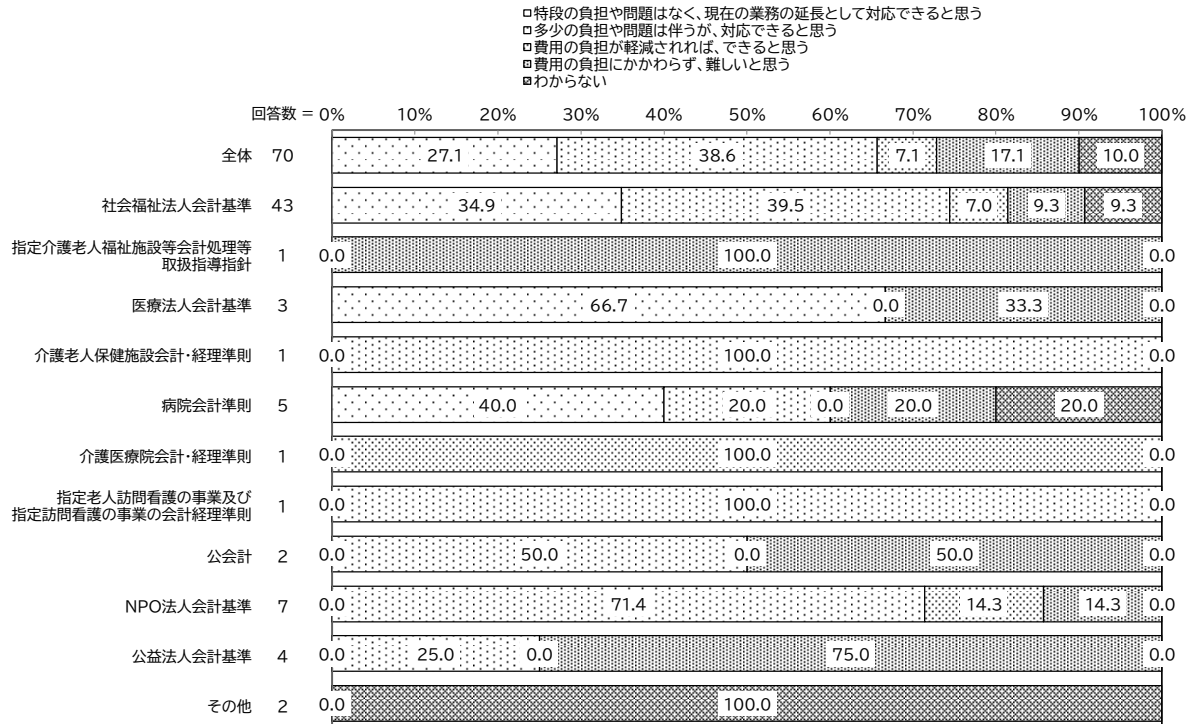
図表 24 使用していない勘定科目の管理方法（回答数：70件）

※図表 23 で「ある」と回答した事業所が対象



図表 25 元帳から再集計等を行う場合の実現可能性（回答数：70件）

※図表 23 で「ある」と回答した事業所が対象



図表 26 費用の負担にかかわらず難しいと思う理由（回答数：12 件）

※図表 25 で「費用の負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した法人が対象

	調査数	職員の人手が足りないため	専門的な知識を有する職員がいないため	会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能なため	従来の方がやり方を変更するため	その他
全体	12 100.0%	7 58.3%	3 25.0%	1 8.3%	10 83.3%	1 8.3%
社会福祉法人会計基準	4 100.0%	3 75.0%	2 50.0%	-	3 75.0%	-
指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	1 100.0%	-	-	-	1 100.0%	-
医療法人会計基準	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	-	1 100.0%	-
介護老人保健施設会計・経理準則	-	-	-	-	-	-
病院会計準則	1 100.0%	-	-	-	1 100.0%	-
介護医療院会計・経理準則	-	-	-	-	-	-
指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則	-	-	-	-	-	-
公会計	1 100.0%	-	-	1 100.0%	-	-
NPO法人会計基準	1 100.0%	1 100.0%	-	-	1 100.0%	-
公益法人会計基準	3 100.0%	2 66.7%	-	-	3 100.0%	1 33.3%
その他	-	-	-	-	-	-

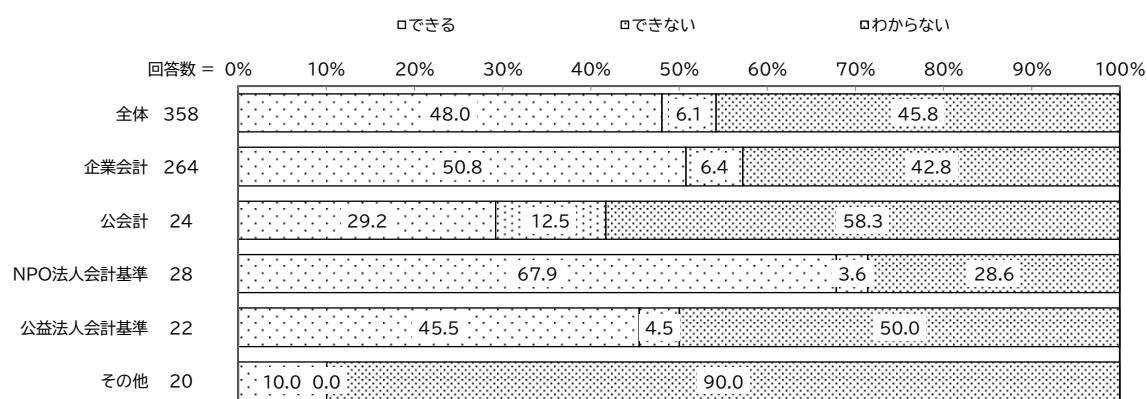
③ 勘定科目の定義を揃えることの可否

「企業会計」「公会計」「NPO 法人会計基準」「公益法人会計」「その他」の会計基準を使用している場合において、調査票別添にて提示した勘定科目に基づいて、現在使用している勘定科目を基に、元帳の再集計等を行うことなく、勘定科目定義を揃えることの可否については、「できる」と回答した法人が全体の 48.0%を占めた。一方で、「わからない」と回答した法人も 45.8%存在した。

会計基準や NPO 法人会計基準を採用している法人では「できる」が 50%を超えた一方で、公会計や公益法人会計基準では「できる」が 50%を下回った。

図表 27 勘定科目定義を揃えることの可否（回答数：358 件）

※「企業会計」「公会計」「NPO 法人会計基準」「公益法人会計」「その他」のいずれかを選択した法人が対象



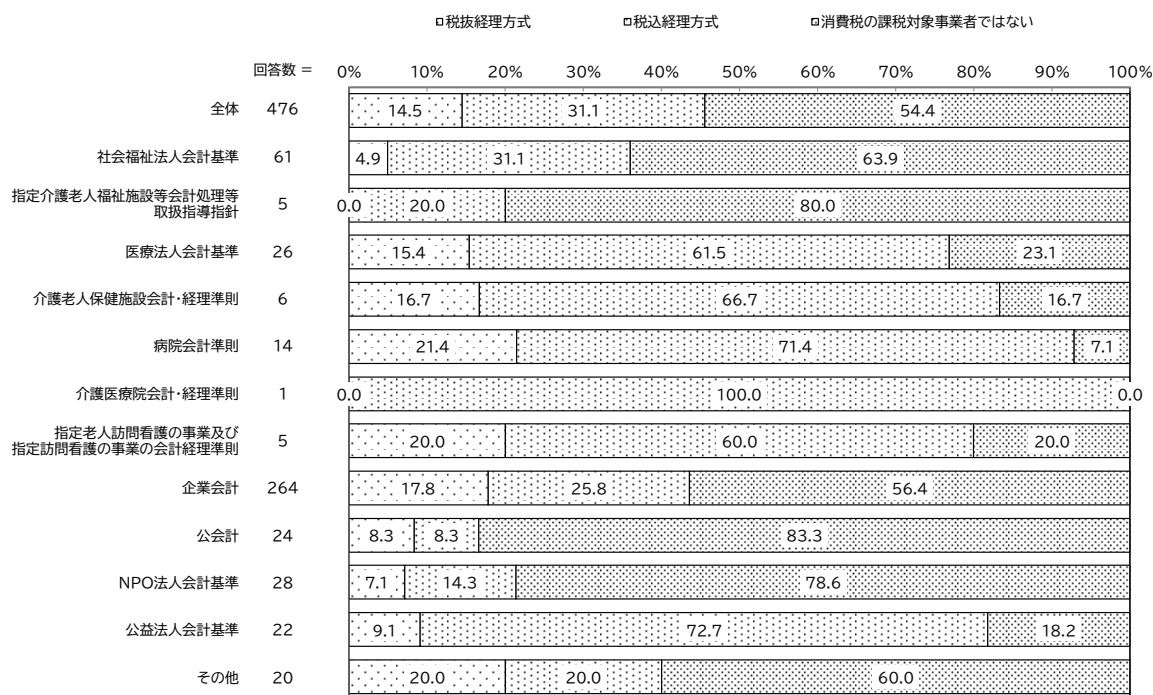
④ 消費税の取り扱い

消費税の取り扱いについては、消費税の課税対象事業者でない法人を除くと、すべての会計基準において、税込経理方式の方が税抜経理方式よりも取り扱われている割合が高かった。

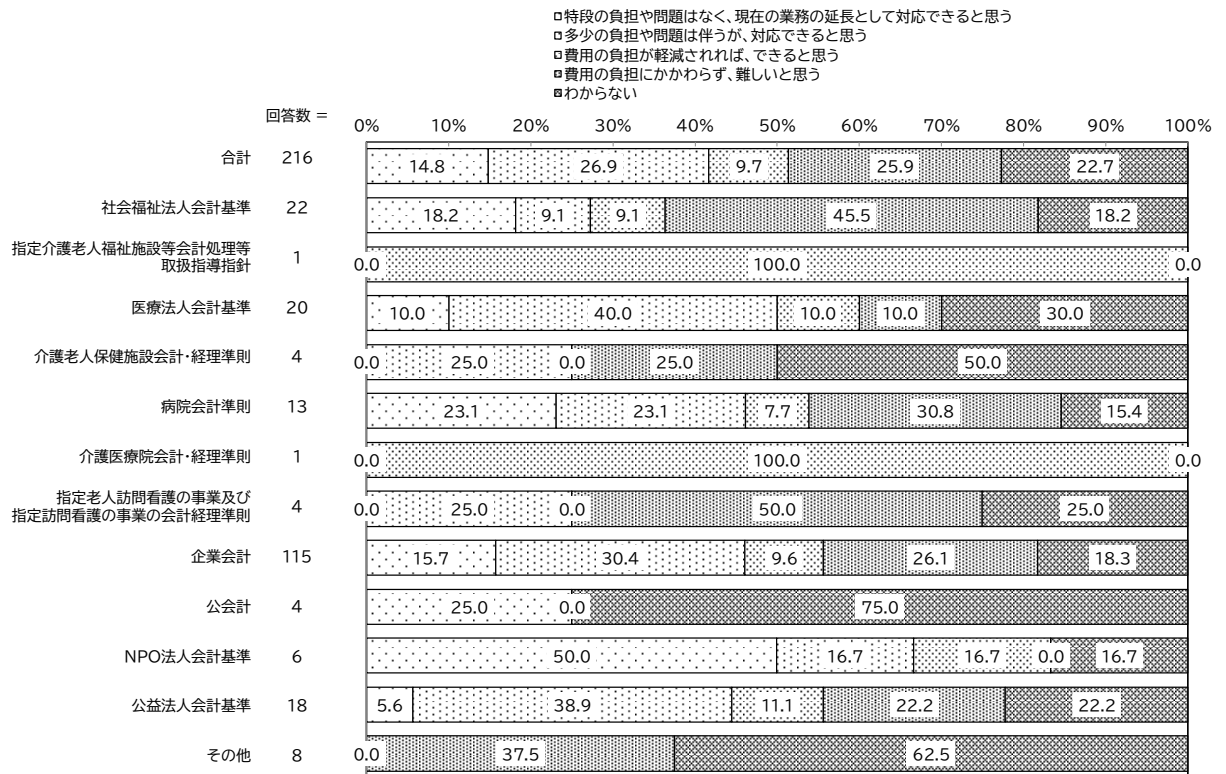
異なる方式で再集計を行う必要が生じた場合の実現の可能性について、「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」と回答した法人が全体で最も多く、26.9%だった。次いで、「費用の負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した法人が多く、25.9%だった。

「費用負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した理由としては、「従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため」と回答した法人が全体で最も多く、80.4%だった。

図表 28 消費税の取り扱い (回答数 : 476 件)



図表 29 異なる方式（税込経理方式の場合は税抜会計に、税抜経理方式の場合は税込会計に）で再集計を行う必要が生じた場合の実現可能性（回答数：216件）



図表 30 費用の負担にかかわらず難しいと思う理由（回答数：12 件）

※図表 29 で「費用の負担にかかわらず、難しいと思う」と回答した法人が対象

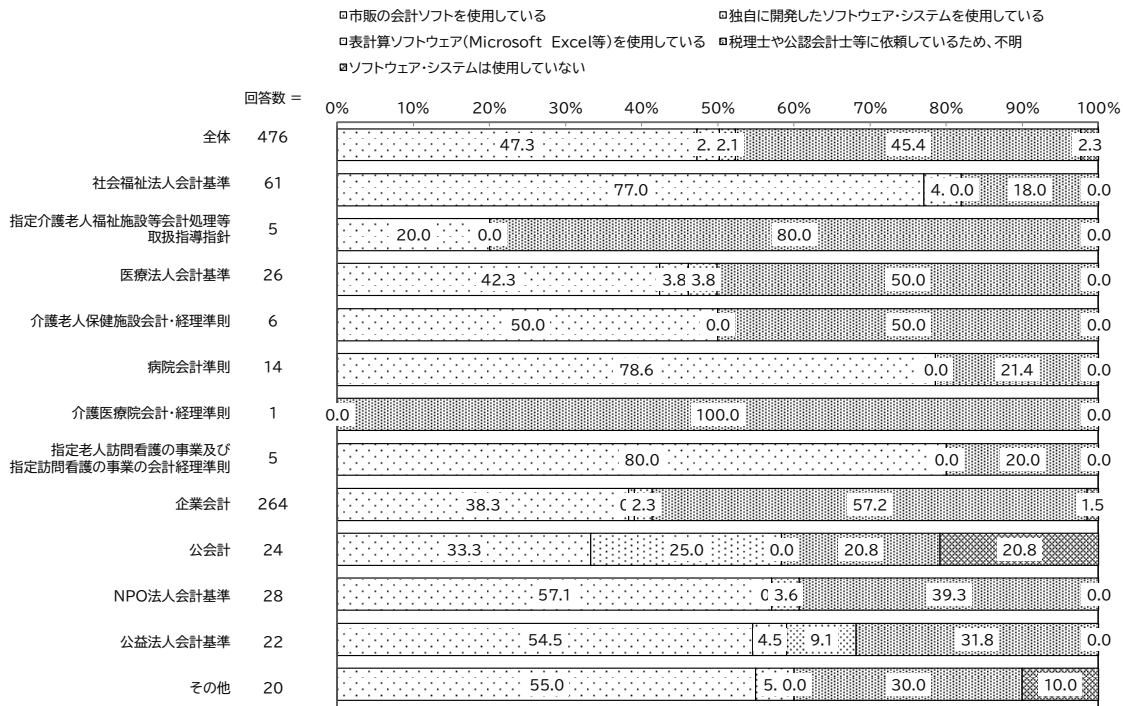
	調査数	職員の人手が足りないため	専門的な知識を有する職員がいないため	会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能なため	従来のやり方を変更するため の労力が大きすぎるため	その他
全体	56 100.0%	27 48.2%	23 41.1%	2 3.6%	45 80.4%	5 8.9%
社会福祉法人会計基準	10 100.0%	5 50.0%	5 50.0%	-	9 90.0%	-
指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医療法人会計基準	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	-	2 100.0%	-
介護老人保健施設会計・経理準則	1 100.0%	-	1 100.0%	-	-	-
病院会計準則	4 100.0%	1 25.0%	-	-	3 75.0%	-
介護医療院会計・経理準則	- -	- -	- -	- -	- -	- -
指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則	2 100.0%	-	1 50.0%	-	-	1 50.0%
企業会計	30 100.0%	18 60.0%	14 46.7%	2 6.7%	25 83.3%	2 6.7%
公会計	- -	- -	- -	- -	- -	- -
NPO法人会計基準	- -	- -	- -	- -	- -	- -
公益法人会計基準	4 100.0%	1 25.0%	-	-	3 75.0%	1 25.0%
その他	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	-	3 100.0%	1 33.3%

E) 会計実務の状況

① 会計ソフトの使用状況

全体および多くの会計基準で、「市販の会計ソフトを使用している」あるいは「税理士や公認会計士等に依頼しているため、不明」と回答した法人の割合が比較的高かった。

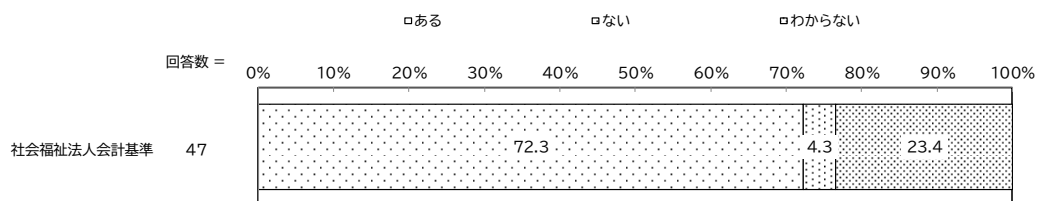
図表 31 会計ソフトの使用状況（回答数：476件）



社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのインタフェース仕様に準じたCSVを出力する機能の有無について、「社会福祉法人会計基準を採用している法人では、「ある」と回答した法人が最も多く、72.3%だった。

図表 32 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのインタフェース仕様に準じたCSVを出力する機能の有無（回答数：47件）

※図表 31 で「市販の会計ソフトを使用している」と回答した法人のうち、社会福祉法人会計基準を使用している法人が対象

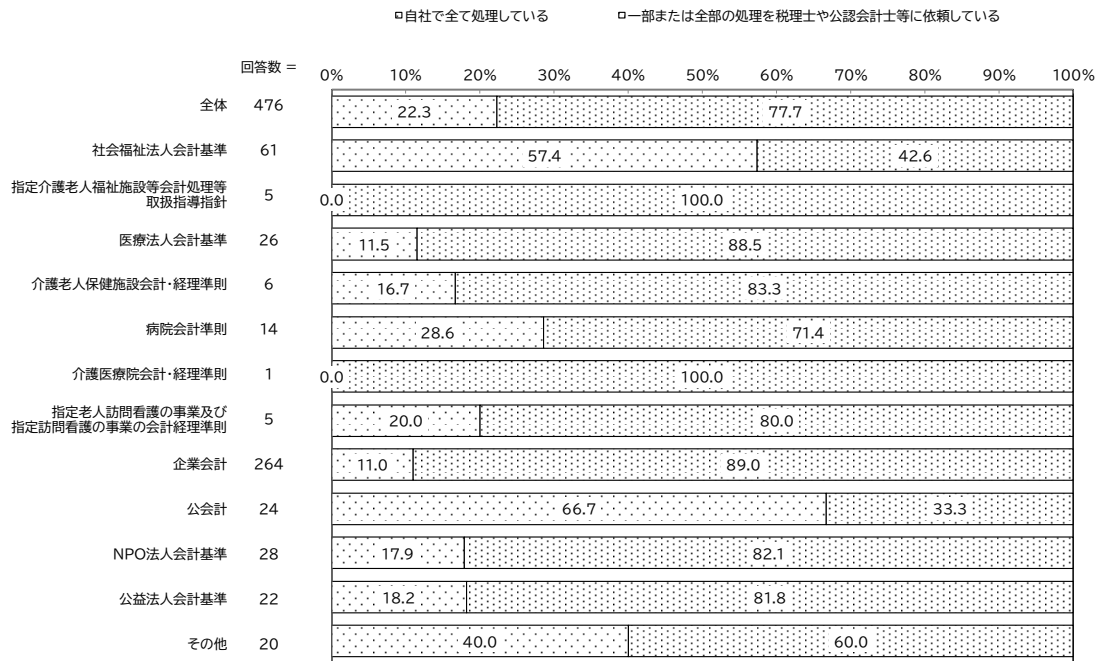


② 会計実務の実施状況

社会福祉法人会計基準と公会計を採用している法人を除き、会計実務を「自社で全て処理している」と回答した法人の割合が比較的低かった。

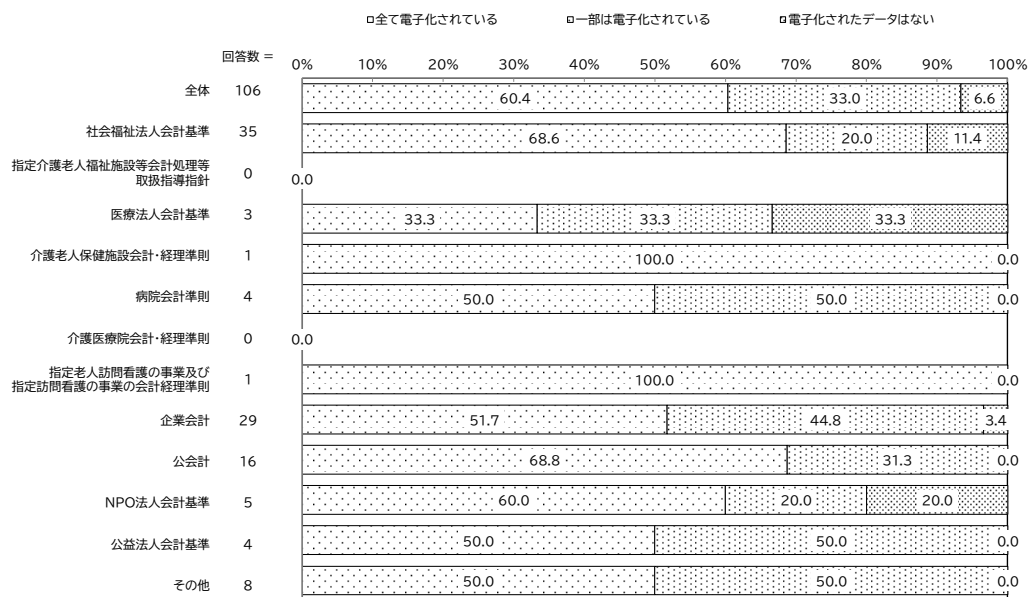
決算データの電子化状況については、「全て電子化されている」と回答した法人が全体の60.4%を占め、また「全て電子化されている」あるいは「一部は電子化されている」と回答した法人が全体の93.4%を占めた。

図表 33 会計実務の実施状況（回答数：476件）



図表 34 決算データの電子化状況（回答数：106件）

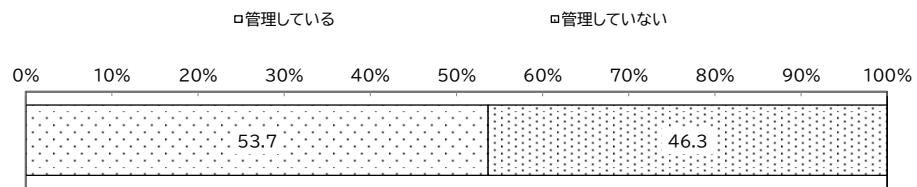
※図表 33 で「自社で全て処理している」と回答した法人が対象



③ 職種 1 人あたり給与額の管理状況

職種 1 人あたり給与額の管理状況については、「管理している」法人が 53.7%、「管理していない」法人が 46.3% だった。

図表 35 職種 1 人あたり給与額の管理状況（回答数：454 件）



2.4 財務状況の届出・分析できる体制のあり方

(1) 届出を行う経営情報について

A) 届出のベースとなる会計基準の設定

介護事業者の会計実務に追加負担を生じさせない観点から、届出を行う経営情報の勘定科目は、介護事業者が採用する会計基準に準拠していることが望ましい。具体的に言えば、経営情報の届出に当たっては、介護事業者における三つの主要な法人種別（社会福祉法人、医療法人、営利法人）それぞれについて、主だって使用されている会計基準に準拠した勘定科目による届出が可能となるような仕組みを構築することが考えられる。

アンケート調査の結果（図表 7）を見ると、社会福祉法人では社会福祉法人会計基準、医療法人では医療法人会計基準、営利法人では企業会計が、それぞれ主だって使用されていることが分かる。ただし、上記のうち医療法人会計基準は、施設・事業所単位での会計を想定したものではなく、また損益計算書における勘定科目が詳細には定義されていないため、医療法人における届出のベースとして使用することは考えづらい。同様に企業会計についても、勘定科目が子細に定義されているわけではないため、営利法人における届出のベースとして使用することは難しい。

この点に関する対応案として、医療法人については、施設・事業所単位での会計を行う際に使用されていると考えられる以下の会計基準のいずれかに沿った形で届出を行う仕組みを構築することが考えられる。

- ・ 介護老人保健施設会計・経理準則
- ・ 介護医療院会計・経理準則
- ・ 病院会計準則
- ・ 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則

その一方で営利法人については、細かな勘定科目を定めた会計基準がそもそも存在せず、既存の会計基準を届出時のベースとすることはできない。従って営利法人の届出に当たっては、届出を行う勘定科目を改めて定義し、それに沿った形に経営情報の加工を求める必要があると考えられる。同様に、上述した以外の会計基準を使用している介護事業者についても、本届出のために別途定義された勘定科目に沿った形に経営情報を加工したうえで届出を行うことが考えられる。以上を踏まえ、届出のベースとなる会計基準の案を介護事業者の経営主体別に整理すれば以下のとおりである。

図表 36 届出のベースとなる会計基準の設定

- ・ 表中に示した 6 種類の会計基準及び勘定科目のいずれによっても届出が可能となるような仕組みを構築する。

届け出る経営情報のベース	対応する法人種別
社会福祉法人会計基準	社会福祉法人
介護老人保健施設会計・経理準則	医療法人等
介護医療院会計・経理準則	
病院会計準則	
指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則	
届出に当たり別途定める勘定科目※	営利法人、NPO 法人、社団・財団、地方公共団体等

※ 後述する図表 37 図表 37 にて定める項目

B) 届出・集計・分析を行う経営情報の設定

届出を行う対象は、介護サービス施設・事業所別の損益計算書について、上述した各会計基準別に定められたすべての勘定科目に関する情報とすることが考えられる。一方で、資産、負債及び純資産（貸借対照表）の情報については、施設・事業所単位での把握が困難であることから、届出の対象からは除外することが適切だと考えられる。

ただしこのとき、図表 36 にて示した 5 種類（社会福祉法人会計基準、介護老人保健施設会計・経理準則、介護医療院会計・経理準則、病院会計準則、指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則）以外の会計基準を使用している介護事業者に対しては、届出時に準拠する勘定科目の仕分けを別途示す必要がある。また損益計算書の勘定科目は、各会計基準間では必ずしも一致しないため、集計・分析時には各会計基準の勘定科目間での対応関係についても、事前に整理を行う必要がある。

この点を踏まえ本事業では、以下の手順により、届出・集計・分析を行う経営情報案を作成した。

- ① 医療法人の経営情報のデータベースに関する検討状況等を踏まえ、異なる会計基準を横断した集計・分析を行う際に必要となる勘定科目の案を設定する。図表 36 にて示した届出のベースとなる 5 種類以外の会計基準を使用する介護事業者に対しては、上記科目の仕分けに準拠して届出を求めることとする。
- ② ①で定めた勘定科目と対応する科目を、届出のベースとなる 5 種類の会計基準ごとに特定し、それを一覧化することで、集計・分析時の勘定科目の読替表を作成する。

① 集計・分析時の単位となる経営情報の設定

集計・分析を行う経営情報については、医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会での議論を踏まえ、医療法人のデータベースと比較可能なものを設計する観点から、以下のとおり設定した。

図表 37 集計単位となる経営情報（案）

<p>【介護事業者の経営情報のデータベースにおける経営情報案】</p> <p>介護事業所・施設別</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護収益（介護料収益、保険外の利用料収益 等） ○材料費（給食用材料費 等） ○給与費（介護職員等の常勤職員給与、非常勤職員給与、退職給与引当金繰入、法定福利費） ○委託費（給食委託費 等） ○減価償却費 ○研修費 ○経費（光熱水費 等） ○本部費 ○事業活動収支差額 ○事業外収益（補助金収益、受取利息・受取配当金） ○事業外費用（支払利息） ○経常収支差額 ○特別収益 ○特別費用 ○税引前当期活動収支差額 ○法人税、住民税及び事業税負担額 ○当期活動収支差額 ○職種別の給料及び賞与（並びにその人数） 等 <p>※費用は「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年老振発第18号老健局振興課長通知）に基づき科目を設定</p>	<p>※参考 医療法人の経営情報のデータベースにおける経営情報案施設別</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医業収益（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益） ○材料費（医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費） ○給与費（給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費） ○委託費（給食委託費） ○設備関係費（減価償却費、機器賃借料） ○研究研修費 ○経費（水道光熱費） ○控除対象外消費税等負担額 ○本部費配賦額 ○医業利益（又は医業損失） ○医業外収益（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）、○医業外費用（支払利息） ○経常利益（又は経常損失） ○臨時収益、○臨時費用 ○税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） ○法人税、住民税及び事業税負担額 ○当期純利益（又は当期純損失） ○職種別の給料及び賞与並びにその人数
--	--

※ 赤文字は必須項目。緑文字は任意項目。青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目。

② 集計単位となる経営情報と各会計基準における勘定科目の読替表の作成

図表 37 で定めた勘定科目と、図表 36 で定めた届出のベースとなる各会計基準の科目との対応関係のイメージは以下のとおりである。

なお既述のとおり、図表 36 にて示したものの以外の会計基準（企業会計を含む）を使用している事業者については、図表 37 で定めた科目に沿った形に経営情報を加工したうえで届出を行うことが考えられる。

図表 38 集計単位となる経営情報（案）と各会計基準における勘定科目の対応関係

介護事業者経営情報DB（案）		届出のベースとなる会計基準			
		社会福祉法人会計基準	病院会計準則	介護老人保健施設会計・経理準則及び 介護医療院会計・経理準則	指定老人訪問看護の事業及び 指定訪問看護の事業の会計経理準則
事業収益	介護収益	サービス活動収益 介護保険事業収益	医業・介護収益 介護保険事業収益	施設運営事業収益 介護保険事業収益	事業収益 介護保険事業収益
事業費用	材料費	サービス活動費用 事業費 給食費	医業・介護費用 材料費	施設運営事業費用 材料費	事業費用 材料費
		サービス活動費用 事業費 介護用品費			
		サービス活動費用 事業費 医薬品費			
		サービス活動費用 事業費 診療・療養等材料費			
	給与費	サービス活動費用 人件費（派遣委託費を除く）	医業・介護費用 給与費	施設運営事業費用 給与費	事業費用 給与費
	委託費	サービス活動費用 事務費 業務委託費 サービス活動費用 人件費 派遣委託費	医業・介護費用 委託費	施設運営事業費用 委託費	事業費用 委託費
	減価償却費	サービス活動費用 減価償却費 サービス活動費用 国庫補助金等特別積立金 取崩額	医業・介護費用 設備関係費□減価償却費	施設運営事業費用 減価償却費	事業費用 減価償却費
研修費	サービス活動費用 事務費 研修研究費	医業・介護費用 研修研究費	施設運営事業費用 研修費	事業費用 研修費	
経費	サービス活動費用 事業費（給食費、介護用品 費、医薬品費、診療・療養等 材料費を除く） サービス活動費用 事務費（業務委託費、研修 研究費を除く） サービス活動費用 徴収不能額 サービス活動費用 徴収不能引当金繰入	医業・介護費用 経費 医業・介護費用 設備関係費 （減価償却費を除く）	施設運営事業費用 経費	事業費用 経費	
	本部費	特別増減による費用 拠点区分間繰入金費用のう ち法人本部に帰属する経費	医業・介護費用 本部経費配賦額	施設運営事業費用 本部費 施設運営事業費用 役員報酬	事業費用 本部費 事業費用 役員報酬
事業外収益	サービス活動外増減による収益	医業・介護外収益	施設事業外収益	事業外収益	
事業外費用	サービス活動外増減による費用	医業・介護外費用	施設事業外費用	事業外費用	
特別収益	特別増減による収益	臨時収益	特別利益	特別利益	
特別費用	特別増減による費用（拠点区分間繰入金費用 のうち法人本部に帰属する 経費を除く）	臨時費用	特別損失	特別損失	
法人税、住民全及び事業税負担額		法人税、住民税及び事業税負担額	法人税等	法人税等	

(2) 届出時の会計区分・データの期間等について

財務状況の届出を通して蓄積する介護事業者の経営情報に係るデータは、介護サービス提供体制の構築のための検討や、介護報酬に関する基礎資料である介護事業実態調査の補完等への活用が議論されており、データ活用の観点からは、同じ定義に基づいて記録した事業所別の損益データが蓄積することが望ましいと考えられる。

一方で、アンケート調査から、損益計算書の管理の単位や決算の頻度・決算年月等、会計実務の状況は介護事業者によって様々であることが把握された。様々な会計実務が存在している中で、全ての介護事業者に統一的な定義に基づいて届出を求めることは、負担とデータの正確性の観点において課題があると考えられる。そのため、介護事業者の管理実態に合わせた届出を前提とし、具体的には以下の前提で届出を行うことが考えられる。

図表 39 届出時の会計の区分・データの期間等の設定

分類	アンケート調査から把握された実態	対応
損益計算書の管理の単位	<ul style="list-style-type: none"> サービス種別・事業所番号別に管理している（単独会計）法人が約4割 約6割の法人は併設する複数の事業所を一つの拠点とし、会計を一体的に実施（一体会計）（図表16） 	<p>【届け出る情報の単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一体会計を実施している介護事業者は、介護サービス事業所別に損益データを区分せずに届出を行うことも可能とし、収集したデータの分析時に加工処理（按分処理）を行う
決算の頻度	<ul style="list-style-type: none"> 月次決算・四半期決算を実施している法人は、全体の半数未満（図表9、図表10） 	<p>【届出の時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算書の確定に要する時間（約3ヶ月）と、届出の作業に要する時間に鑑みて、決算後4か月以内に届出を行う 介護事業者によって決算月が異なることに伴い、届出の実施時期は一律で指定はしない <p>【届け出る情報の対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算期間に基づく年次データの届出を行う 介護事業者によって決算期間が異なることに伴い、年次データの開始月・終了月も一律で指定はしない
決算月（年次決算）	<ul style="list-style-type: none"> 3月が最も多く全体の半数程度 その他の各月も、一定程度の法人が該当（図表11） 	
決算書が確定するまでに必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> 年次決算月の後、90日で約95%の法人の決算書が確定（図表12） 	
消費税の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 税込経理方式の方が税抜経理方式よりも取り扱われている割合が高いが、両方式ともに一定程度使用（図表28） 	<p>【税込方式/税抜方式の扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税込方式/税抜方式のいずれの届出も可能とし、必要に応じて分析時に一括して補正を行う

(3) サービス別区分への按分処理について

複数の事業所の損益データが一体的に届出された場合のサービス別区分への按分処理方法については、介護事業者の経営状況を把握する調査として従前より実施されている介護事業経営実態調査では、サービス別区分を行うための按分に用いる情報の報告を別途求めており、記入者負担が大きいことが指摘されている²。

そこで、介護事業者の財務状況の届出・分析においては、介護事業者の負担を軽減するため、サービス別区分への按分処理の方法の簡素化が必要であると考えた。負担軽減の観点からは、按分処理に使用することのみを目的としたデータ項目の届出は求めず、既存の情報を活用して按分処理を行うことが考えられる。具体的には、活用可能な既存の情報としては介護保険総合データベース（介護 DB）の要介護認定情報及び請求実績情報があり、事業所別の給付実績・利用実績のみを用いて按分を行うことが想定される。

図表 40 サービス別区分への按分処理の方法の比較

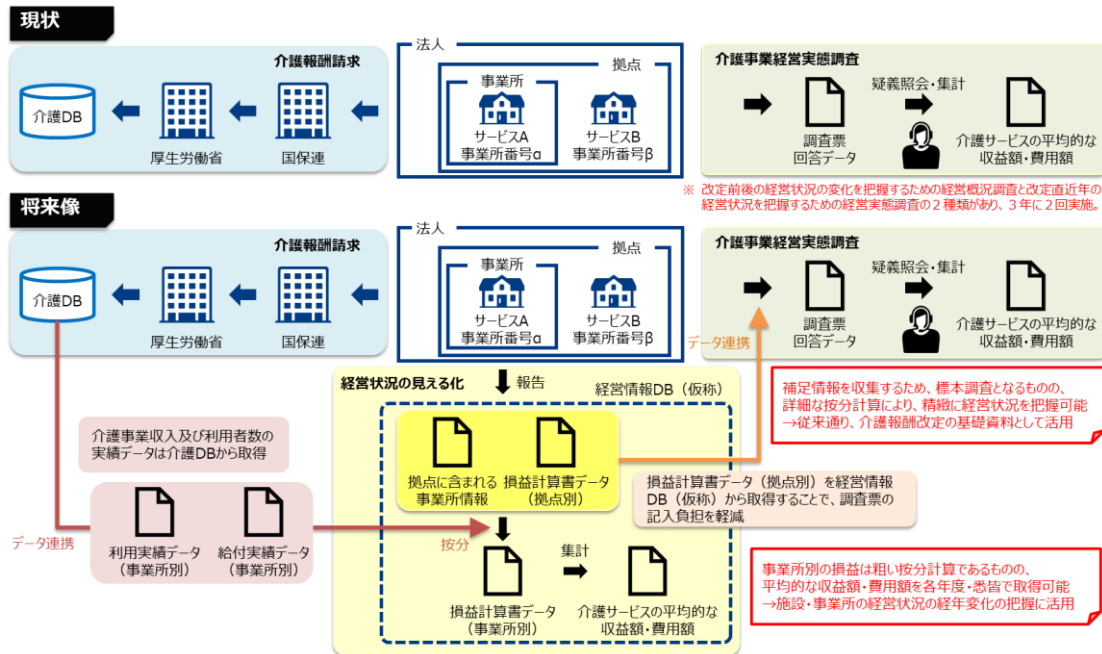
	介護事業経営実態調査	財務状況の届出・分析
対象	層化無作為抽出法により抽出	原則、全ての介護事業者
費用按分に用いるデータ	事業所別の収益、利用者数、建物面積、職員数、職員給与等を用いて按分	事業所別の給付実績、利用実績のみを用いて按分
メリット	按分を行う収益・費用の科目ごとに対応する按分指標を設定できるため、精緻な分析につながる。	介護 DB と連携することにより、事業者に追加的な負担をかけることなく、必要なデータを取得できる。
デメリット	報告を求めるデータが多く、事業者の負担が大きい。	按分指標は収益または利用者数のみであるため、科目によっては介護事業経営実態調査より粗い按分となる可能性がある。

ただし、介護 DB から給付実績・利用実績のみを用いて按分を行うこととした場合、介護事業経営実態調査とは按分方法が異なるため、得られる結果は、これまで介護事業者の経営状況の指標とされてきた介護事業経営実態調査とは異なる数値となることに留意する必要がある。

² エム・アール・アイリサーチアソシエイツ「介護事業経営実態（概況）調査の調査精度向上のための調査・集計方法等に関する調査研究事業」

上記の整理を図示すると、財務状況の届出・分析のあり方及び介護事業経営実態調査との関係性は、以下のとおりである。

図表 41 財務状況の届出・分析のあり方のイメージ



介護事業者の経営状況の分析における按分処理の簡素化の影響については、介護事業経営実態調査のデータを使用した検証³が実施されており、一部の按分指標（食事提供数比率と送迎利用者数比率）については、収益比率に置き換えた場合においても、収支差率⁴に大きな影響を与えないことが報告されている。図表 40 の「財務状況の届出・分析における費用按分の簡素化案」のように、按分処理へ使用することのみを目的としたデータ項目の届出は求めずに収支差率等を算出する場合の影響については、今後更なる検証が必要である。

³ 株式会社三菱総合研究所「介護事業経営実態調査等の有効回答率の向上等に関する調査研究事業」

⁴ (介護サービスの収益額 - 介護サービスの費用額) / 介護サービスの収益額

(4) その他の論点

1. 届出の対象となる介護サービス事業所について

財務状況の届出については、「国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進」や「介護サービス事業者の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な介護サービス提供体制の構築のための政策の検討」（社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日））等への活用が議論されており、この目的に資するように、原則として全ての介護サービス事業者が対象となることが想定される。

本事業では、介護事業者の会計実務に追加負担を生じさせないことを念頭に置き、届出を行う経営情報の検討を行ったが、届出に際しては、介護事業者において管理されている情報を集約する等、一定程度の負担は生じることが想定される。そのため、制度設計に際して、小規模な事業者等、届出にかかる追加的な負担が大きいと予想される事業者については対象外とされる可能性も考えられる。例えば、介護サービス情報公表制度では、1月から12月の介護報酬額が100万円を超える事業所が対象とされているところである。

介護給付費の規模別の事業所数については、図表36の通りであり、介護サービス情報公表制度と同じような基準により届出の対象が定められた場合、一部のサービスにおいては、10%弱の事業所が届出の対象外となるものと考えられる。

図表 42 介護給付費の規模別の事業所数⁵

サービス	該当する事業所の給付費の合計				該当する事業所の給付費の占める割合			
	規模（202104～202203の給付費の計）				規模（202104～202203の給付費の計）			
	1000000未満	1000000以上 10000000未満	10000000以上 100000000未満	100000000以上	1000000未満	1000000以上 10000000未満	10000000以上 100000000未満	100000000以上
訪問介護	410	8,566	21,122	1,174	1.31%	27.39%	67.54%	3.75%
訪問入浴介護	11	314	1,224	28	0.70%	19.91%	77.62%	1.78%
訪問看護	549	2,855	8,109	248	4.67%	24.28%	68.95%	2.11%
訪問リハビリテーション	435	2,108	1,534	18	10.62%	51.48%	37.46%	0.44%
通所介護	21	474	22,014	570	0.09%	2.05%	95.39%	2.47%
通所リハビリテーション	77	822	6,016	753	1.00%	10.72%	78.46%	9.82%
福祉用具貸与	242	1,412	3,981	968	3.67%	21.38%	60.29%	14.66%
短期入所生活介護	4	940	8,468	225	0.04%	9.75%	87.87%	2.33%
短期入所療養介護	9	1,316	1,294	11	0.34%	50.04%	49.20%	0.42%
特定施設入居者生活介護	0	26	3,051	2,343	0.00%	0.48%	56.29%	43.23%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	338	0	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%
認知症対応型共同生活介護	0	8	13,428	17	0.00%	0.06%	99.81%	0.13%
居宅介護支援	518	18,514	16,711	29	1.45%	51.76%	46.72%	0.08%
介護福祉施設サービス	0	0	335	7,856	0.00%	0.00%	4.09%	95.91%
介護保健施設サービス	0	0	270	3,874	0.00%	0.00%	6.52%	93.48%
介護療養施設サービス	0	11	142	143	0.00%	3.72%	47.97%	48.31%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	1,712	693	0.00%	0.00%	71.19%	28.81%
介護医療院サービス	0	0	106	469	0.00%	0.00%	18.43%	81.57%
小規模多機能型居宅介護	1	39	5,243	5	0.02%	0.74%	99.15%	0.09%
夜間対応型訪問介護	11	71	74	5	6.83%	44.10%	45.96%	3.11%
認知症対応型通所介護	37	510	2,293	9	1.30%	17.90%	80.48%	0.32%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	97	789	137	0.10%	9.47%	77.05%	13.38%
複合型サービス	0	2	713	32	0.00%	0.27%	95.45%	4.28%
地域密着型通所介護	39	3,249	13,961	0	0.23%	18.84%	80.94%	0.00%

出所）厚生労働省提供（介護保険総合データベース集計）

⁵ 仮に、介護サービス情報公表制度と同じような基準により届出の対象が定められた場合に、対象となる（すなわち、経営状況の分析に向けたデータが蓄積する）介護サービス事業者の規模を把握する目的で、本事業では厚生労働省より、2021年度の介護給付費の規模別の事業所数及び総給付費に係る集計表の提供を受けた。なお、介護予防支援、（介護予防）居宅療養管理指導は、介護サービス情報公表制度の対象外であるため、集計対象外となっている。（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、介護療養施設サービスは、一部の施設・事業所のみが報告の対象となるが、本集計では全ての施設・事業所が集計対象となっている。

また、事業所ごとの介護給付費の規模別の介護給付費については、図表 37 の通りであり、介護サービス情報公表制度と同じような基準により届出の対象が定められた場合、届出の対象外となる事業所の介護給付費の合計は、介護給付費全体の 1%未満であることが把握された。

図表 43 事業所ごとの介護給付費の規模別の介護給付費

サービス	該当する事業所の給付費の合計				該当する事業所の給付費の占める割合			
	規模 (202104～202203の給付費の計)				規模 (202104～202203の給付費の計)			
	1000000未満	1000000以上 10000000未満	10000000以上 100000000未満	100000000以上	1000000未満	1000000以上 10000000未満	10000000以上 100000000未満	100000000以上
訪問介護	245,995,855	49,810,140,826	651,010,185,959	184,400,826,215	0.03%	5.63%	78.52%	20.83%
訪問入浴介護	8,726,483	1,747,147,793	43,381,337,410	3,687,748,474	0.02%	3.58%	88.85%	7.55%
訪問看護	283,866,069	15,209,643,726	248,811,161,698	40,800,485,244	0.09%	4.99%	81.55%	13.37%
訪問リハビリテーション	270,286,955	9,475,064,923	36,817,259,383	2,517,588,947	0.55%	19.31%	74.01%	5.13%
通所介護	13,884,221	3,096,951,142	1,009,626,585,705	70,419,438,601	0.00%	0.29%	93.21%	6.50%
通所リハビリテーション	48,664,754	4,130,036,397	291,078,957,971	101,595,256,311	0.01%	1.04%	79.35%	25.60%
福祉用具貸与	131,340,142	7,182,079,071	158,308,914,621	177,189,555,974	0.04%	2.10%	46.18%	51.69%
短期入所生活介護	3,049,759	5,918,100,560	317,393,238,009	27,626,930,802	0.00%	1.69%	90.44%	7.87%
短期入所療養介護	7,528,181	7,196,382,251	29,196,482,917	1,479,480,317	0.02%	19.00%	77.08%	3.91%
特定施設入居者生活介護	0	155,022,912	201,811,064,981	334,675,841,866	0.00%	0.03%	37.61%	62.36%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	18,338,794,764	0	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%
認知症対応型共同生活介護	0	52,003,260	630,568,353,763	1,969,813,391	0.00%	0.01%	99.68%	0.31%
居宅介護支援	315,166,891	98,498,345,937	380,957,403,166	3,763,468,646	0.07%	20.37%	78.79%	0.78%
介護福祉施設サービス	0	0	29,775,221,913	1,734,487,210,803	0.00%	0.00%	1.69%	98.31%
介護保健施設サービス	0	0	18,891,210,617	1,144,713,060,647	0.00%	0.00%	1.62%	98.38%
介護療養施設サービス	0	70,404,624	6,058,456,907	31,986,029,163	0.00%	0.18%	15.90%	83.92%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	135,422,778,084	72,564,937,409	0.00%	0.00%	65.11%	34.89%
介護医療院サービス	0	0	6,459,635,906	145,810,487,942	0.00%	0.00%	4.24%	95.76%
小規模多機能型居宅介護	891,486	262,560,943	240,292,375,484	532,881,016	0.00%	0.11%	99.67%	0.22%
夜間対応型訪問介護	4,744,667	280,365,723	1,796,779,323	1,033,495,955	0.15%	9.00%	57.67%	33.17%
認知症対応型通所介護	21,683,026	2,428,340,070	63,112,237,163	1,153,556,456	0.03%	3.64%	94.60%	1.73%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	740,994	547,136,541	33,968,257,274	25,015,357,292	0.00%	0.92%	57.06%	42.02%
複合型サービス	0	10,098,400	43,788,580,521	3,501,254,851	0.00%	0.02%	92.58%	7.40%
地域密着型通所介護	27,514,983	21,304,428,996	314,428,154,000	0	0.01%	6.35%	93.65%	0.00%

出所) 厚生労働省提供 (介護保険総合データベース集計)

これらの結果から、介護サービス情報公表制度と同じような基準により届出の対象が定められた場合、一定程度の介護事業所が対象外となるが、該当する介護事業所が占める介護給付費の割合は極めて小さく、介護サービス事業者の経営状況の分析における影響は小さいものと考えられる。

2. 会計ソフトとの連携について

本事業では、財務状況の届出に係る追加的な負担や、データの正確性の観点から、原則として、介護事業者の管理実態に合わせた届出を行い、分析時に会計基準間の対応付けやサービス別区分への加工処理を行うことを前提として、検討を行った。

財務状況に係るデータの管理について、アンケート調査から、約半数の法人が市販の会計ソフトを使用していることが把握された（図表 31）。そのため、介護事業者が使用している会計ソフトと届出制度の間に標準インタフェースを定義し、会計ソフトにおいて管理されている情報を出力する機能の実装を促すことにより、介護事業者へ大きな負担を生じることなく、財務状況の届出を実施することが可能となるものと考えられる。

会計ソフトから出力する情報について、具体的には以下が考えられる。

図表 44 会計ソフトから出力する情報案

分類	概要
経営情報に係るデータ	図表 36 の各会計基準の勘定科目に基づいて、損益計算書のデータを出力する ・ 社会福祉法人会計基準 ・ 介護老人保健施設会計・経理準則 ・ 介護医療院会計・経理準則 ・ 病院会計準則 ・ 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則 ・ 届出に当たり別途定める勘定科目
法人一事業所を対応付けるデータ	一体会計を実施している法人も想定されることから、経営情報に係るデータに含まれる介護サービス事業所を特定するための情報（サービス種類及び事業所番号）を出力する
その他付加情報	損益計算書のデータが障害や医療等と一体的に管理されているケースも想定されることから、介護保険サービス分を切り出すための付加情報（利用者数もしくは収益）を出力する

3. 介護事業者の負担感を軽減するための対応について

以上のように、本事業では、介護事業者の会計実務に追加負担を生じさせないことを念頭に検討を行ったが、それでも一定程度の負担は生じることが想定される。

そこで、届出されたデータを分析し、事業者にフィードバックする仕組みを設ける等、届出に係る事業者の負担感を軽減する取り組みも必要になると思われる。例えば、事業者にフィードバックすることが有用であると考えられる情報としては以下のような例が挙げられる。

- ・ 収支差率や人件費比率等の全国の事業者の分布及び当該分布における自法人の位置
- ・ 同水準の規模の事業者における収支差率や人件費比率等
- ・ 同サービスを提供する事業者における収支差率や人件費比率等
- ・ 上記指標の時系列推移等

3. 検討結果のまとめ

本事業では、介護事業者へのアンケート調査等を通じて、介護事業者における財務状況の管理に係る実態把握を行うとともに、届出・分析できる体制の具体案について検討を行った。

3.1 財務状況の届出・分析できる体制のあり方について

届出の実施にあたり想定される論点として、以下の通り具体的な案の検討を行った。

(1) 届出を行う経営情報

- ・ 損益計算書について、以下の6種類の会計基準及び勘定科目のいずれによっても届出が可能とする。
 - 社会福祉法人会計基準
 - 介護老人保健施設会計・経理準則
 - 介護医療院会計・経理準則
 - 病院会計準則
 - 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則
 - 届出に当たり別途定める勘定科目

(2) 届出時の会計区分・データの期間等

- ・ 介護事業者の管理実態に合わせた届出を前提として、以下の対応とする。

【届け出る情報の単位】

- 一体会計を実施している介護事業者は、介護サービス事業所別に損益データを区分せずに届出を行うことも可能とし、収集したデータの分析時に加工処理（按分処理）を行う

【届出の時期】

- 決算書の確定に要する時間（約3ヶ月）と、届出の作業に要する時間に鑑みて、決算後4か月以内に届出を行う
- 介護事業者によって決算月が異なることに伴い、届出の実施時期は一律で指定はしない

【届け出る情報の対象期間】

- 決算期間に基づく年次データの届出を行う
- 介護事業者によって決算期間が異なることに伴い、年次データの開始月・終了月も一律で指定はしない

【税込方式/税抜方式の扱い】

- 税込方式/税抜方式のいずれの届出も可能とし、必要に応じて分析時に一括して補正を行う

(3) サービス別区分への按分処理

- ・ 按分処理へ使用することのみを目的としたデータ項目の届出は求めず、介護保険総合データベース（介護DB）から把握できる事業所別の給付実績・利用実績のみを用いて按分を行う。

(4) その他

【制度の対象となる介護サービス事業所】

- 原則として全ての介護サービス事業者が対象となることが想定されるが、小規模な事業者等、届出にかかる追加的な負担が大きいと予想される事業者については対象外とされる可能性も考えられる
- 仮に、介護サービス情報公表制度と同じような基準により制度の対象が定められた場合に、一定程度の介護事業所が制度の対象外となるが、該当する介護事業所が占める介護給付費の割合は極めて小さく、介護サービス事業者の経営状況の分析における影響は小さいものと考えられる

【会計ソフトとの連携】

- 介護事業者へ大きな負担を生じることなく、財務状況の届出を実施するため、以下の情報について、介護事業者が使用している会計ソフトと報告制度の間に標準インタフェースを定義する対応が考えられる
 - ✓ 経営情報に係るデータ
各会計基準の勘定科目に基づいて、損益計算書のデータを出力する
 - ✓ 法人一事業所を対応付けるデータ
一体会計を実施している法人も想定されることから、経営情報に係るデータに含まれる介護サービス事業所を特定するための情報（サービス種類及び事業所番号）を出力する
 - ✓ その他付加情報
損益計算書のデータが障害や医療等と一体的に管理されているケースも想定されることから、介護保険サービス分を切り出すための付加情報（利用者数もしくは収益）を出力する

【介護事業者の負担感を軽減するための対応】

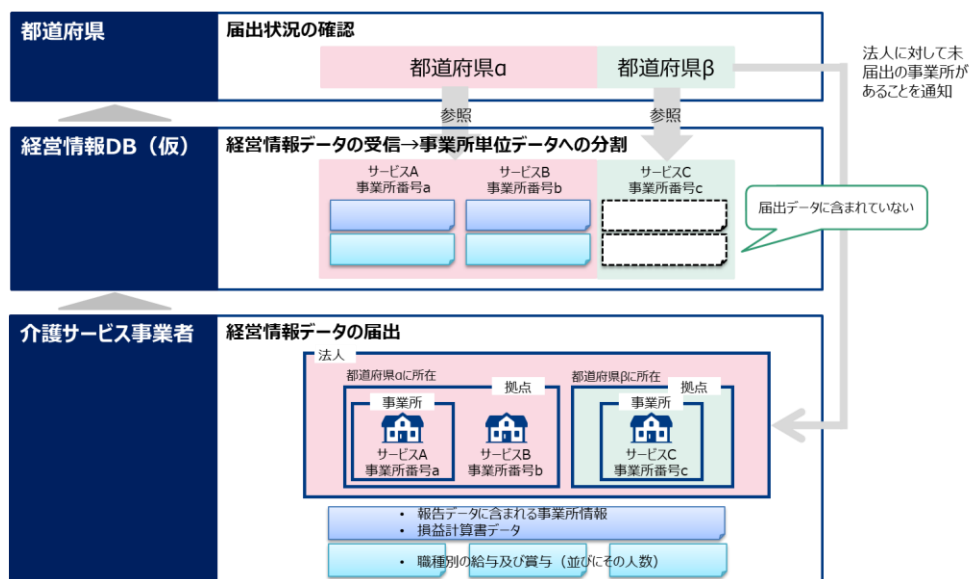
- 届出を行う情報システムの構築に際して、収支差率や人件費比率等、経営状況の把握に際して有用と考えられる情報の分布や時系列推移等のデータを提供する仕組みを設ける

3.2 今後の検討が必要な課題について

(1) 運用フローの整理及びその実現に向けた情報システムの検討

財務状況の届出については、「介護サービス事業者が財務諸表等の経営に係る情報を定期的に都道府県知事に届け出る」（社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日））ことが予定されており、以下のような流れにより、都道府県が届出情報の確認を実施することが想定される。

図表 45 届出の流れのイメージ



届出の実施に向けて、運用フローの精緻化を行うとともに、その実現に向けた情報システムのあり方について、以下のような観点で更なる検討が必要と考えられる。

【介護事業者による届出】

- 財務状況の管理実態に応じて、届出の単位（法人単位／拠点単位／事業所単位）を選択可能とする
- 届出の実施状況（法人傘下の全ての事業所について届出が完了しているか）を管理可能とする
- 届出時に登録される法人－事業所の対応関係の真正性を確認できる仕組みとする（マスタの整備等）

【都道府県による確認】

- 複数の都道府県に事業所が存在する場合に、都道府県管内の事業所に限定して届出状況の確認を可能とする
- 決算の実施時期が介護事業者によって様々であることを念頭に置き、対象となる事業所の届出の管理状況を確認可能な仕組みとする

(2) 届出により把握・分析できる情報の検討

届出を通して収集されるデータは、以下の事項への活用が議論されているところである（社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日））。

- 介護サービス事業者の経営状況をもとに、国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進
- 介護サービス事業者の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な介護サービス提供体制の構築のための政策の検討
- 物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討
- 実態を踏まえた介護従事者等の処遇の適正化に向けた検討
- 介護報酬に関する基礎資料である介護事業実態調査の補完

本事業で検討を行った届出のあり方は、介護事業者の負担も考慮し、介護事業者の管理実態に合わせた届出を前提とするとともに、介護事業経営実態調査と比較して簡素化した按分処理を行う案となっている。上述の活用の際に、本事業で検討を行った届出情報を用いることで、具体的にどのような分析が可能となるか、また、従来より活用されてきた介護事業経営実態調査のデータと異なる定義で情報収集を行うことによって、収支差率等を算出する場合にどの程度の影響が生じるかについて、更なる検証が必要と考えられる。

参考資料 アンケート調査票

介護事業者の財務状況に関するアンケート調査（令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

問1 貴法人で使用している会計基準についてお伺いします。

(1) 提供しているサービス及び使用している会計基準について、該当するものに☑を入れてください。（複数回答可）

サービス	社会福祉法人会計基準	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	医療法人会計基準	介護老人保健施設会計・経理準則	病院会計準則	介護医療院会計・経理準則	指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会社経理準則	企業会計	公会計	NPO法人会計基準	公益法人会計基準	その他
訪問介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）訪問入浴介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）訪問看護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）訪問リハビリテーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通所介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）通所リハビリテーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）福祉用具貸与	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）短期入所生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）短期入所療養介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）居宅療養管理指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）特定施設入居者生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
居宅介護支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護予防支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
夜間対応型訪問介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域密着型通所介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）認知症対応型通所介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域密着型特定施設入居者生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
看護小規模多機能型居宅介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護福祉施設サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護保健施設サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護療養施設サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護医療院サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 問1(1)で「その他」を選択した方にお伺いします。

該当するサービス及び使用している会計基準を具体的に記載してください。

サービス	使用している会計基準
※サービスをプルダウンで選択	※自由記述

問2 貴法人における決算の状況についてお伺いします。

(1) 月次決算を実施していますか。

1. 実施している
 2. 実施していない

(2) 四半期決算を実施していますか。

1. 実施している
 2. 実施していない

(3) 問2(1)(2)のいずれかまたは両方で「2. 実施していない」と回答した方にお伺いします。
 仮に損益計算書のデータを月次で作成する場合を想像して回答してください。費用について、追加の負担が発生すると考えられますか。

	継続的に発生	一時的に発生	発生しない	わからない
会計ソフトの更新やシステムの改修に要する費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
税理士や公認会計士等に支払う費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他の費用（※自由記述）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(4) 問2(1)(2)のいずれかまたは両方で「2. 実施していない」と回答した方にお伺いします。
 仮に損益計算書のデータを月次で作成する場合を想像して回答してください。費用負担や職員の業務負担を踏まえた対応の見込みについて、該当するものを選択してください。
 なお、市販の会計ソフトを使用している場合、当該会計ソフトにおいて、月次決算向けの機能が提供されることを前提として、ご回答ください。

1. 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う
 2. 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う
 3. 費用の負担が軽減されれば、できると思う
 4. 費用の負担にかかわらず、難しいと思う
- その理由にチェックしてください。（複数回答可）
- 職員の手が足りないため
 専門的な知識を有する職員がいないため
 会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能なため
 従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため
 その他（※自由記述）
5. わからない

(5) 年次決算について、決算月を選択してください。

※ブルダウ 月

(6) 年次決算月の後、決算書が確定するまでに必要な期間について、該当するものを選択してください。

(例) 決算月が3月で、決算書の確定が4月30日の場合

→ 決算月の後、決算書が確定するまでに必要な期間は「30日」

- 1. 15日以内
- 2. 30日以内
- 3. 90日以内
- 4. 90日起

(7) 損益計算書の作成について、該当するものを選択してください。

- 1. サービス種別・事業所番号別に区分して管理している
- 2. サービス種別に管理しているが、複数の事業所番号を一体的に管理している
- 3. 事業所番号別に管理しているが、複数のサービスを一体的に管理している
- 4. 複数のサービス種別及び事業所番号を一体的に管理している
- 5. その他（※自由記述）

(8) 損益計算書の作成における介護保険サービスとそれ以外の事業種別の管理について、該当するものを選択してください。

- 1. 常時区分して管理している
- 2. 常時区分して管理はしていないが、求められた場合には区分することができる
- 3. 常時区分して管理はしておらず、求められた場合に区分することができるかわからない
- 4. その他（※自由記述）

(9) 問2(7)で「1. サービス種別・事業所番号別に区分して管理している」と回答した方にお伺いします。

本部経費の取り扱いについて、該当するものを選択してください。

- 1. 何らかの情報をを用いてサービス種別・事業所番号別に配賦している
(例：利用者数や売上等によって按分している)
- 2. 特定のサービス種別・事業所番号にのみ配賦している
- 3. 本部経費として処理しており、サービス種別・事業所番号別の決算には配賦していない
- 4. その他（※自由記述）

(10) 問2(7)で「2. サービス種別に管理しているが、複数の事業所番号を一体的に管理している」もしくは「3. 事業所番号別に管理しているが、複数のサービスを一体的に管理している」と回答した方にお伺いします。

仮に損益計算書をサービス種別・事業所番号別に区分することを求められた場合に、実現の可能性について、該当するものを選択してください。

- 1. 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う
- 2. 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う
- 3. 費用の負担が軽減されれば、できると思う
- 4. 費用の負担にかかわらず、難しいと思う
その理由にチェックしてください。（複数回答可）
 - 職員の人手が足りないため
 - 専門的な知識を有する職員がいないため
 - 会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能ため
 - 従来やり方を変更するための労力が大きすぎるため
 - その他（※自由記述）
- 5. わからない

問3 貴法人における会計の状況についてお伺いします。

(1) 問3では、貴法人で使用している会計基準を対象として、回答いただきます。

回答する会計基準について、当てはまる番号に○をつけてください。

なお、法人内で複数の会計基準を使用している場合、問3の最後で「次の会計基準について回答する」を選択することで、各会計基準について回答することが可能です。

- 01. 社会福祉法人会計基準
- 02. 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針
- 03. 医療法人会計基準
- 04. 介護老人保健施設会計・経理準則
- 05. 病院会計準則
- 06. 介護医療院会計・経理準則
- 07. 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則
- 08. 企業会計
- 09. 公会計
- 10. NPO法人会計基準
- 11. 公益法人会計基準
- 12. その他（※自由記述）

(2) 仮に、一定のルールに基づいて、現在使用している会計基準とは異なる会計基準に、勘定科目の仕分けを行う場合を想像して回答してください。

実現の可能性について、該当するものを選択してください。

- 01. 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う
- 02. 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う
- 03. 費用の負担が軽減されれば、できると思う
- 04. 費用の負担にかかわらず、難しいと思う

その理由にチェックしてください。（複数回答可）

- 職員の手が足りないため
- 専門的な知識を有する職員がいないため
- 会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能ため
- 従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため
- その他（※自由記述）

05. わからない

(3) 問3(1)で「8. 企業会計」以外を選択した方にお伺いします。

会計基準においては定められているものの、貴法人では使用していない勘定科目はありますか。

なお、「使用していない」とは、科目として使用していない場合に該当します。科目として使用しているものの計上された金額がゼロである場合は、該当しません。

- 01. ある
- 02. ない
- 03. わからない

(4) 問3(2)で「1. ある」を選択した方にお伺いします。

① 使用していない科目について、データはどのように管理されていますか。

- 01. 科目自体が存在しない
- 02. 科目は存在するが、空欄となっている
- 03. 「ゼロ」が入力されている
- 04. わからない

② 使用していない科目について、仮に元帳から再集計等を行う必要が生じた場合を想像して回答してください。

実現の可能性について、当てはまる番号に○をつけてください。

- 1. 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う
- 2. 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う
- 3. 費用の負担が軽減されれば、できると思う
- 4. 費用の負担にかかわらず、難しいと思う

その理由にチェックしてください。（複数回答可）

- 職員の手が足りないため
- 専門的な知識を有する職員がいないため
- 会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能ため
- 従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため
- その他（※自由記述）

5. わからない

(5) 問3(1)で「8. 企業会計」「9. 公会計」「10. NPO法人会計基準」「11. 公益法人会計」「12. その他」のいずれかと回答した方にお伺いします。
現在使用している勘定科目を基に、元帳の再集計等することなく、別添の勘定科目と定義を揃えることの可否について、該当するものを選択してください。

1. できる

2. できない

一定義を揃えることのできない具体的な勘定科目を回答してください（複数回答可）

人件費

給食材料費

車両費

光熱水費

福利厚生費

旅費交通費

研修費

通信運送費

修繕費

賃借料

①土地

②建物及び建物付属設備

③設備器械

保険料

①自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）

租税公課

委託費

①派遣委託費

②給食委託費

③送迎委託費

④清掃委託費

減価償却費

建物及び建物付属設備減価償却費

車両船舶設備減価償却費

特殊浴槽減価償却費

消毒設備減価償却費

福祉用具減価償却費

本部経費配戻額（他の事業のための費用は含まない）

受取利息

受取配当金

補助金収入

支払利息

徴収不能額

特別利益

特別損失

法人税、住民税及び事業税

3. わからない

(6) 消費税の取り扱いについて、当てはまる番号に○をつけてください。

1. 税抜経理方式

2. 税込経理方式

3. 消費税の課税対象事業者ではない

(7) 問3(6)で「1. 税抜経理方式」もしくは「2. 税込経理方式」と回答した方にお伺いします。
仮に異なる方式（税込経理方式の場合は税抜会計に、税抜経理方式の場合は税込会計に）で再集計を行う必要が生じた場合、実現の可能性について、該当するものを選択してください。
なお、市販の会計ソフトを使用している場合、当該会計ソフトにおいて、税抜および税込の両経理方式向けの機能が提供されることを前提として、ご回答ください。

1. 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う

2. 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う

3. 費用の負担が軽減されれば、できると思う

4. 費用の負担にかかわらず、難しいと思う

その理由にチェックしてください。（複数回答可）

職員の手が足りないため

専門的な知識を有する職員がいないため

会計ソフトやシステムを自社で開発しており、改修することは不可能ため

従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため

その他（※自由記述）

5. わからない

(8) 会計ソフトの使用状況について、該当するものを選択してください。

- 1. 市販の会計ソフトを使用している
→ 介護ソフトのベンダー名（※自由記述）
- 2. 独自に開発したソフトウェア・システムを使用している
- 3. 表計算ソフトウェア（Microsoft Excel等）を使用している
- 4. 税理士や公認会計士等に依頼しているため、不明
- 5. ソフトウェア・システムは使用していない
→ 会計実務の方法（※自由記述）

(9) 社会福祉法人であり、かつ、問3(8)で「1. 市販の会計ソフトを使用している」と回答した方にお伺いします。
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのインタフェース仕様に準じたCSVを出力する機能の有無について、該当するものを選択してください。

- 1. ある
- 2. ない
- 3. わからない

(10) 会計実務の実施状況について、該当するものを選択してください。

- 1. 自社で全て処理している
- 2. 一部または全部の処理を税理士や公認会計士等に依頼している

(11) 問3(10)で「1. 自社で全て処理している」と回答した方にお伺いします。
決算データの電子化の状況について、該当するものを選択してください。

- 1. 全て電子化されている
- 2. 一部は電子化されている
- 3. 電子化されたデータはない

問4 給与額の管理についてお伺いします。

職種毎の1人あたり給与額を管理していますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- 1. 管理している
→ 管理の方法（※自由記述）
- 2. 管理していない

問3(5)別添

No	勘定科目	内容
II 1	人件費	●当該施設・事業所に従事する職員の給与等の合計。 ※退職給与引当金、賞与引当金は含め、法人本部の管理に関わる人件費については、「III 本部経費配賦額」に計上。 ※派遣社員を雇い入れている場合には、その費用は含めず、「II 2(12)委託費①派遣委託費」に計上。
II 2	給食材料費	●食材及び食品の費用。保存食や検食分、職員給食分の材料費を含む。 ※給食を委託している場合で、材料の仕入れを併せて委託している場合には、「II 2(12)②給食委託費」に計上。
(1)	車両費	●乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用。
(3)	光熱水費	●電気、ガス、水道等の使用料。
(4)	福利厚生費	●役員・職員の健康診断その他福利厚生のための費用。
(5)	旅費交通費	●業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費。
(6)	研修費	●役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用。
(7)	通信運搬費	●電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用。
(8)	修繕費	●建物、器具及び備品等の修繕又は模様替えの費用。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出は含まない。
(9)	賃借料	●器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上りの賃料。
	①土地	●賃料のうち、土地分の金額。構築物を賃借している場合には、構築物分についても土地に含める。
	②建物及び建物付属設備	●賃料のうち、建物及び建物付属設備分の金額。建物付属設備とは、電気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいう。
	③設備器械	●賃料のうち、設備器械の金額。
(10)	保険料	●火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用。
	①自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）	●保険料のうち乗用車、送迎用自動車等の自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）の費用。
(11)	租税公課	●施設又は事業所が負担する租税公課。
(12)	委託費	●給食、送迎、寝具、洗濯、廃棄物処理、事務、清掃など令和元年度中に委託した業務の対価としての費用。
	①派遣委託費	●派遣社員を雇い入れている場合の費用。
	②給食委託費	●入所者・通所者・職員用給食を委託した費用。材料の仕入れから全面的に外部委託している場合には、給食材料費を含む。
	③送迎委託費	●入所者・通所者の送迎を委託した費用。
	④清掃委託費	●清掃を委託した費用。
II 3	減価償却費	●建物、建物付属設備、車両船舶設備、特殊浴槽などの固定資産の減価償却費について、令和元年度未現在の資産総額に基づいて算定された総額。令和元年度に税法上の減価償却額未満の額を「減価償却費」として計上した場合は、実際に計上した金額。
(1)	建物及び建物付属設備減価償却費	●建物及び建物付属設備の減価償却費。建物付属設備とは、電気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいう。
(2)	車両船舶設備減価償却費	●車両船舶設備の減価償却費。
(3)	特殊浴槽減価償却費	●特殊浴槽の減価償却費。なお、特殊浴槽を設置している浴室にかかる減価償却費は含まない。
(4)	消毒設備減価償却費	●消毒設備の減価償却費。
(5)	福祉用具減価償却費	●福祉用具の減価償却費。
III	本部経費配賦額（他の事業のための費用は含まない）	●事業所が負担する役員報酬、本社やエリア組織等にかかる人件費や経費等について、本社（本部）経費や、共通経費等の名目で、配賦されている場合、その配賦額。役員会等の運営に係る経費、法人役員の報酬等、本社（本部）の帰属とすることが妥当なものとし、他の事業やサービスに属する経費（例：新規サービス開設に係る施設整備費等）は含まない。
IV 1	受取利息	●預貯金の利息の額。
IV 2	受取配当金	●出資金に対する配当金の額。
IV 3	補助金収入	●都道府県、市町村からの補助金の額。
V 1	支払利息	●長期借入金、短期借入金の支払い利息の額。
V 2	徴収不能額	●金銭債権のうち徴収不能として処理した額。
VI	特別利益	—
VII	特別損失	—
VIII	法人税、住民税及び事業税	●法人税、住民税及び事業税の金額。 ●法人税などの税務申告が、併設事業所等との経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を営業利益（事業収益－売上原価）の割合で按分した額を、各サービス（及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業）分の負担額として計上。この按分が不可能な場合は、事業収益、職員数などを用いて按分。

令和4年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

介護事業者の財務状況の把握に関する調査研究
報告書

令和5（2023）年3月発行

発行 株式会社三菱総合研究所

ヘルスケア&ウェルネス本部

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

TEL 03（6858）0393 FAX 03（5157）2143

不許複製